

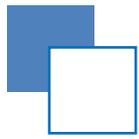
今治市子ども・子育て支援事業計画

平成 年 月

今 治 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の法的根拠と位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 策定体制	5
第2章 今治市の子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 今治市の概況	9
2 統計による今治市の状況	10
3 意識調査結果の概要	22
4 現状・課題のまとめと今後の方向性	28
第3章 計画の基本理念と施策の展開	31
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本的な視点	34
3 計画の基本目標	35
4 施策体系	38
第4章 施策展開	39
1 子育てを支える教育・保育事業の提供	41
2 子育て支援の充実	46
3 仕事と家庭の両立	60
4 教育環境の充実	61
5 心の健やかな成長のために	65
6 要保護児童への対応	68
7 健康であるために	72
8 子どもを守るために	76
第5章 推進体制	81
1 計画の推進に向けて	83
2 情報提供・周知	83
3 広域調整や県との連携	83
参考資料	85
1 策定経過	87
2 今治市子ども・子育て会議	88



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.07 を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きが見られ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

(2) 国の取り組み

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。

平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

(3) 今治市の取り組み

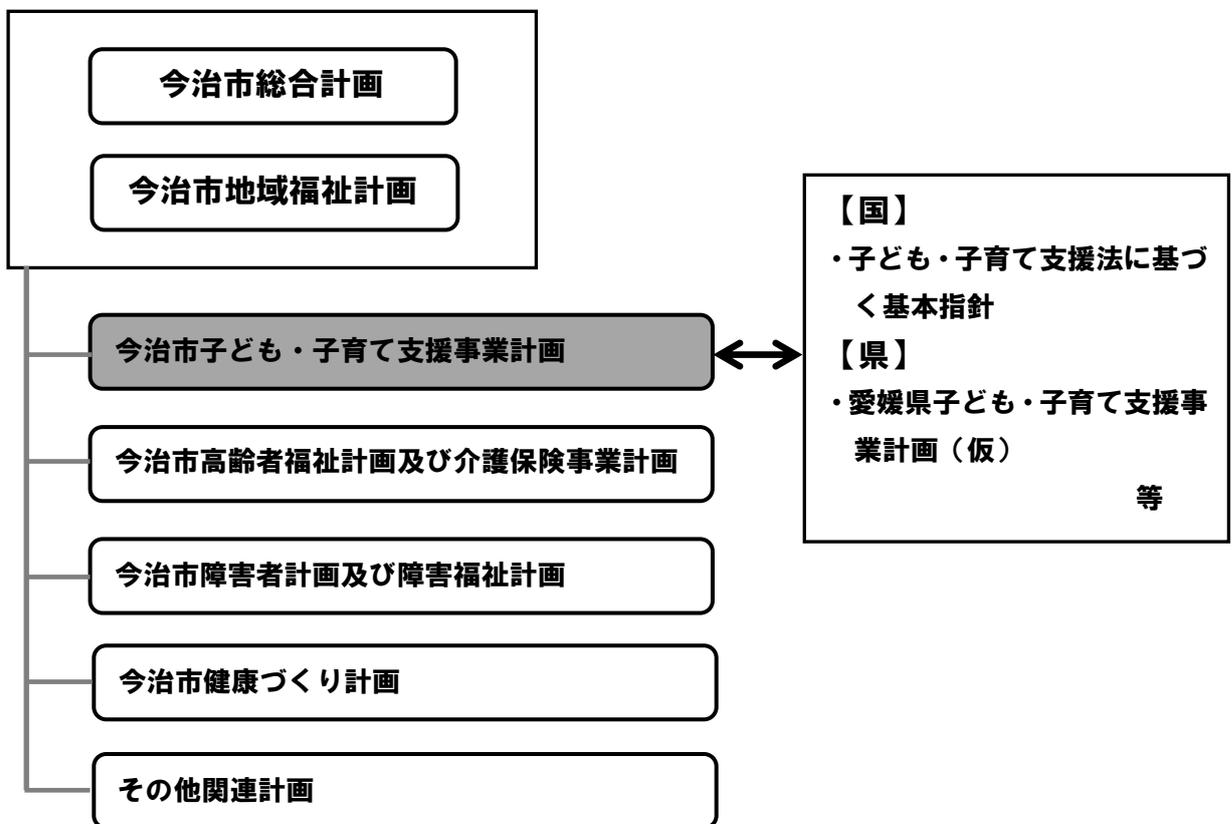
本市は、平成 17 年度に「今治市次世代育成支援地域行動計画-いまばり・次代（あした）・子育てプラン-」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「今治市次世代育成支援地域行動計画-いまばり・次代（あした）・子育てプラン-」の考え方並びに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」、母子保健法を踏まえた「健やか親子 21」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「今治市総合計画」や、その他関連計画との整合を図り策定しています。



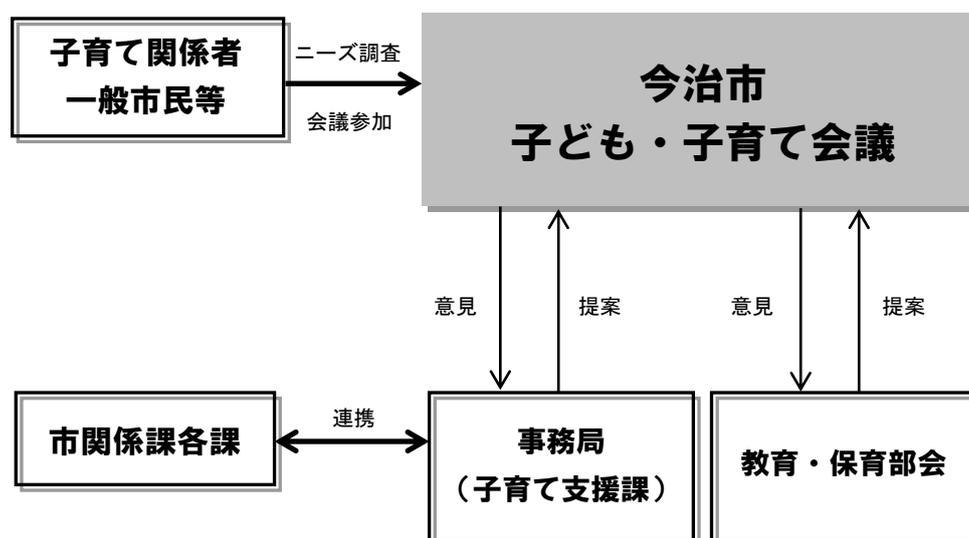
3 計画の期間

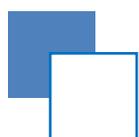
本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
策定年度	今治市子ども・子育て支援事業計画(本計画)							
					評価・次期計画策定	次期計画(平成32年～)		

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、事務局内における保育部会と子育て支援施策関係者、児童健全育成施策関係者、学識経験者等で構成する「今治市子ども・子育て会議」において、計画の内容等を協議し、計画を策定していきます。





第2章 今治市の子ども・子育て を取り巻く現状

1 今治市の概況

本市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島しょ部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっています。平成 17 年 1 月、旧今治市及び旧越智郡 11 か町村(旧朝倉村・旧玉川町・旧波方町・旧大西町・旧菊間町・旧吉海町・旧宮窪町・旧伯方町・旧上浦町・旧大三島町・旧関前村)の合併により、人口も増え、松山市に次ぐ県下第 2 の都市になりました。

■ 今治市地図



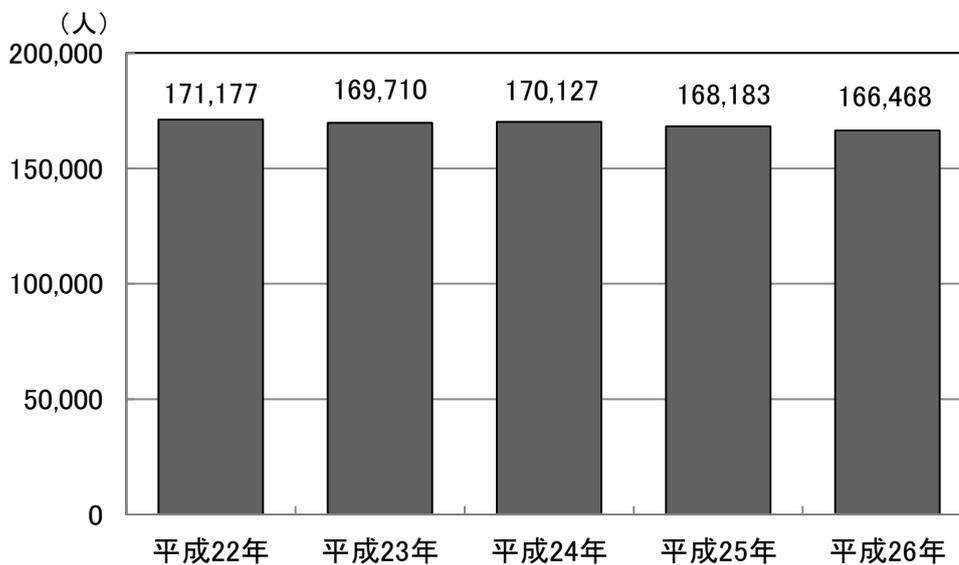
2 統計による今治市の状況

(1)人口・世帯数等の状況

今治市の総人口の状況を見ると、平成24年では増加したものの減少傾向にあり、平成26年では166,468人となっています。また、世帯数の状況を見ると、平成24年までは微増傾向にあり、平成25年では75,345世帯となっている一方で、1世帯当たり人口は年々減少傾向にあり、平成25年では2.23人となっています。

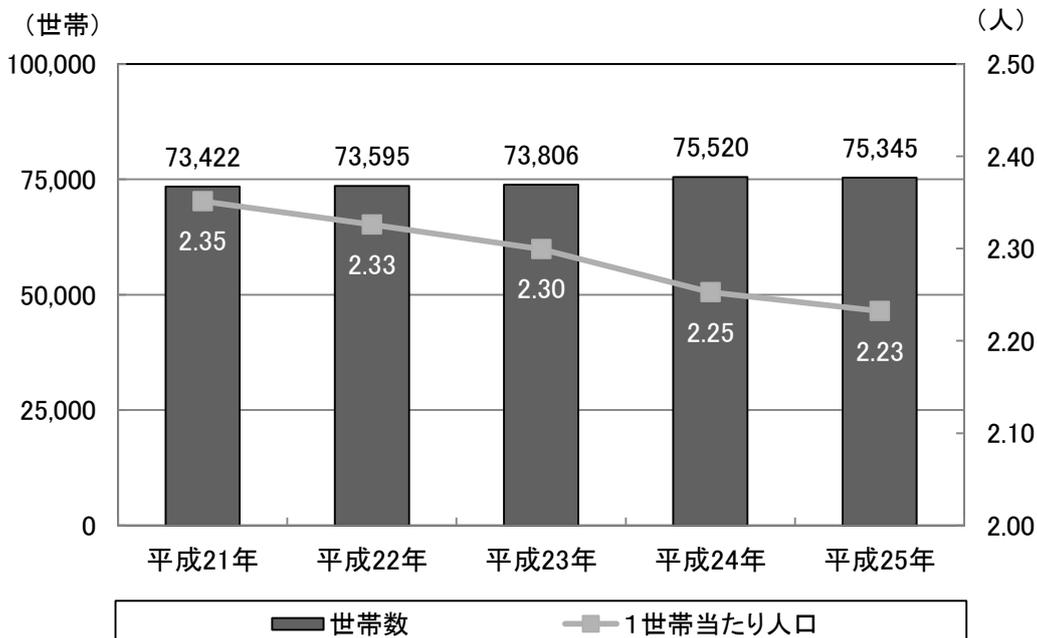
*平成24年7月31日以降の人口は外国人住民が含まれているため、平成24年の人口が増加しています。

■総人口の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

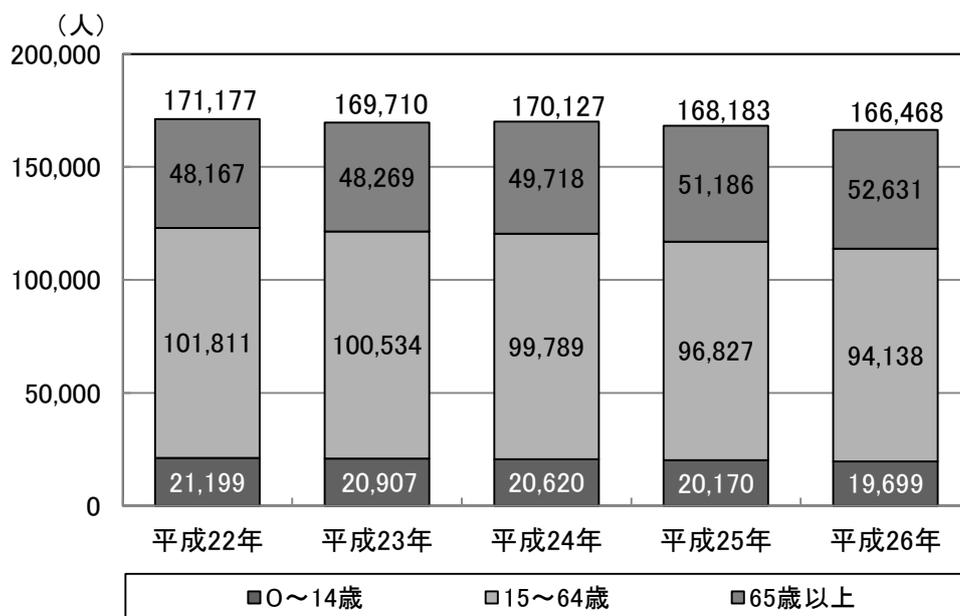
■世帯数の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

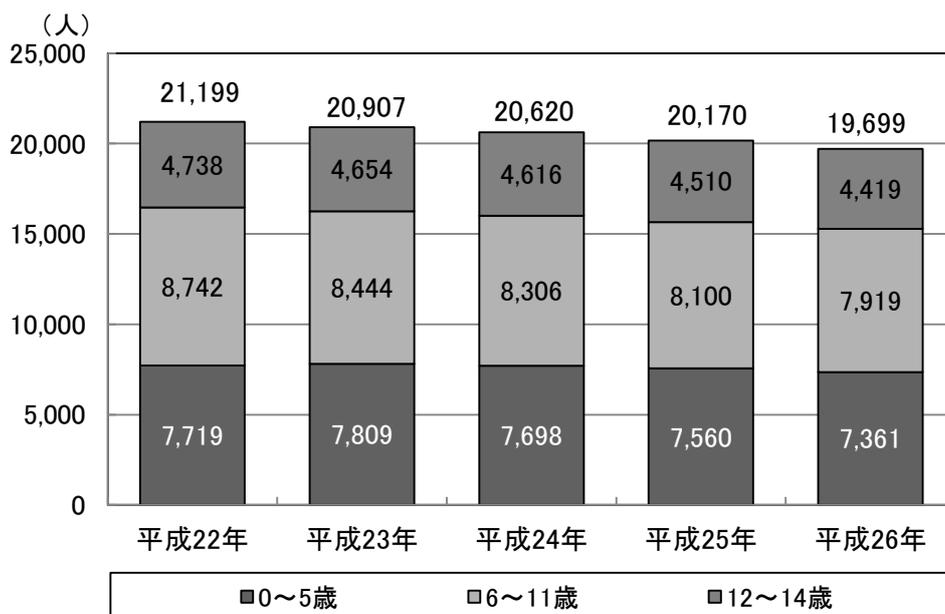
年齢3区分別人口の状況をみると、0～14歳、15～64歳ともに減少傾向にある一方、65歳以上については年々増加傾向にあります。また、年少人口の状況をみると、すべての区分において減少傾向にあり、平成26年では0～5歳については7,361人、6～11歳では7,919人、12～14歳では4,419人となっています。

■年齢3区分別人口の推移



■年少人口の推移

資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

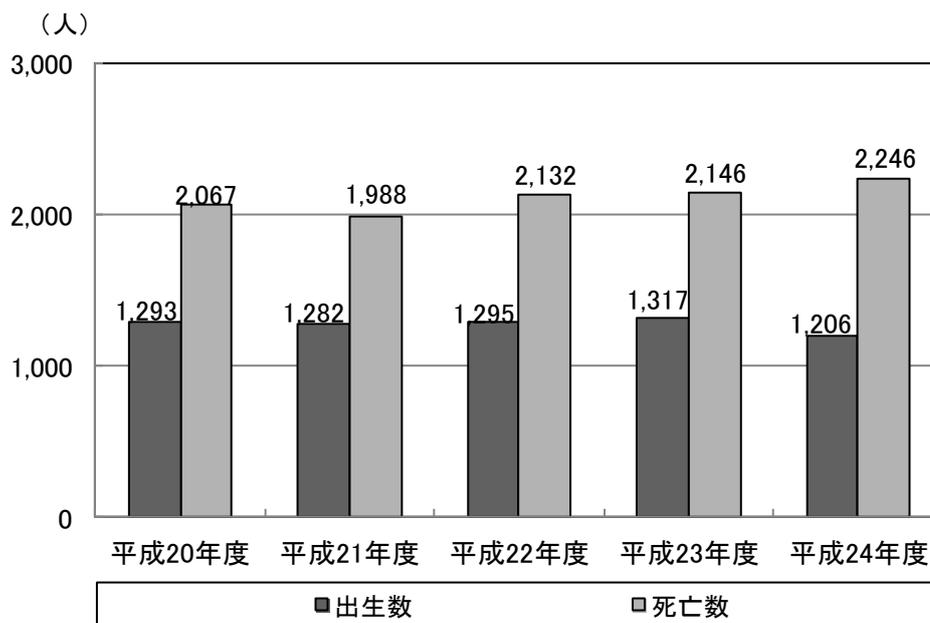


資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2)人口動態等の状況

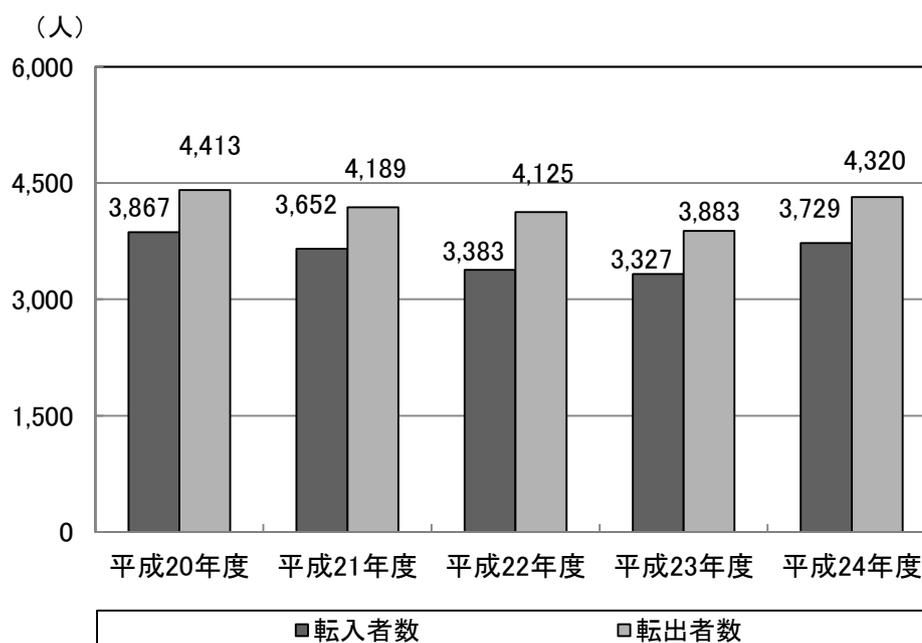
出生数の状況を見ると、増減を繰り返しており、平成24年度では1,206人となっています。また、転入・転出の状況を見ると、転入者数・転出者数ともに平成23年度までは減少傾向にありましたが平成24年度では一転して増加しており、平成24年度では転入者数については3,729人、転出者数については4,320人となっています。

■出生数・死亡数の推移



■転入者・転出者の推移

資料：人口動態に関する統計

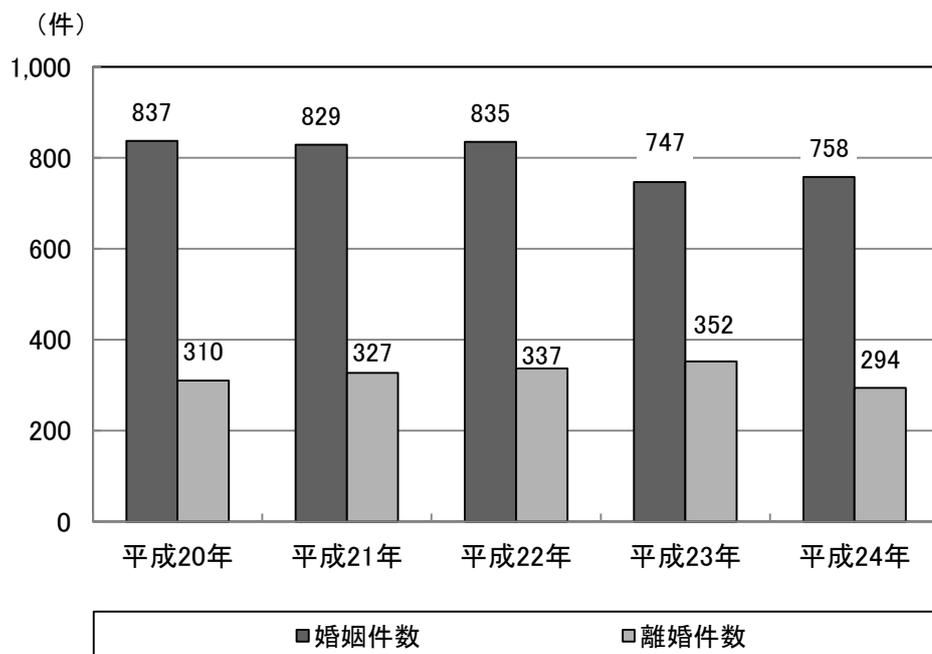


資料：人口動態に関する統計

(3) 婚姻・女性の就業率の状況

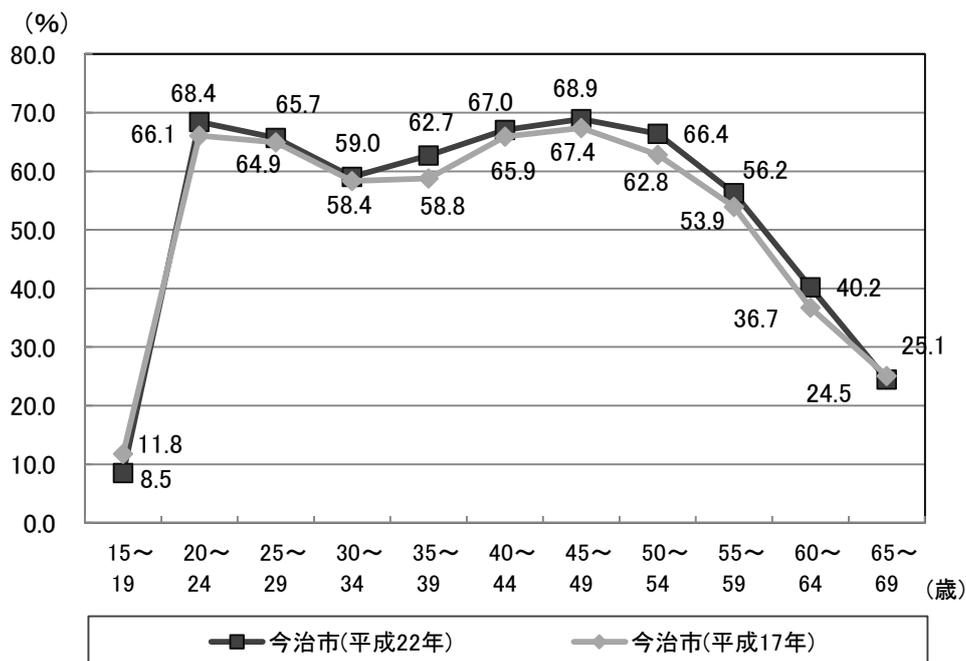
婚姻の状況をみると、年々減少傾向にありましたが、平成24年度では一転して増加しており、758件となっています。また、女性の就業率の状況をみると、平成22年では10代を除くすべての年代で平成17年を上回っています。

■ 婚姻・離婚件数の推移



資料：人口動態に関する統計

■ 女性の就業率の推移



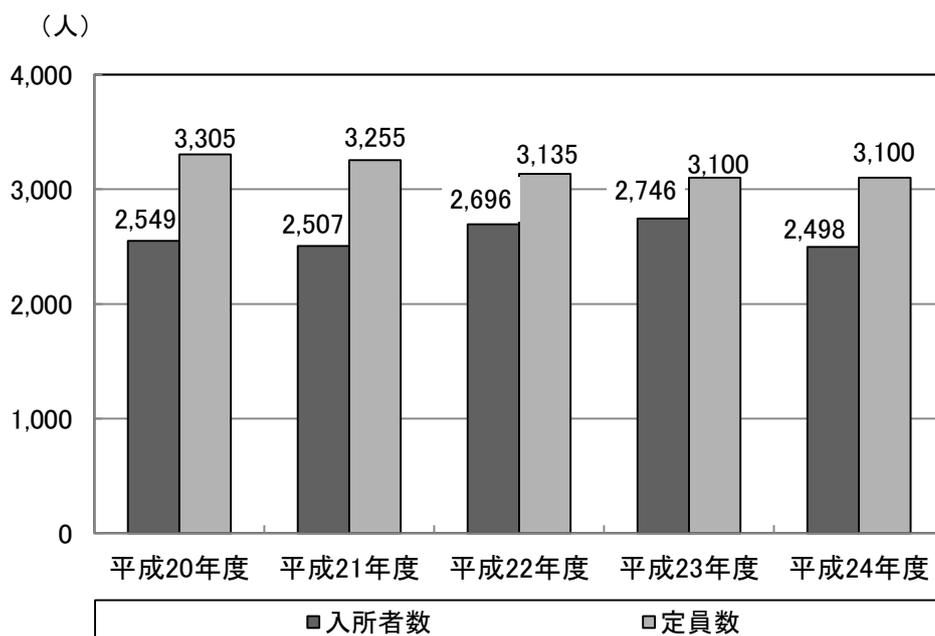
資料：国勢調査(各年10月1日)現在

(4)就学前児童の状況

保育所入所者の状況をみると、平成21年度で減少した後、平成23年度までは増加傾向にありました。しかし、平成24年度では2,498人と平成20年度よりも減少しています。また、幼稚園児の状況をみると減少傾向にあり、平成24年度では2,271人となっています。

■認可保育所の定員数と入所者数の推移

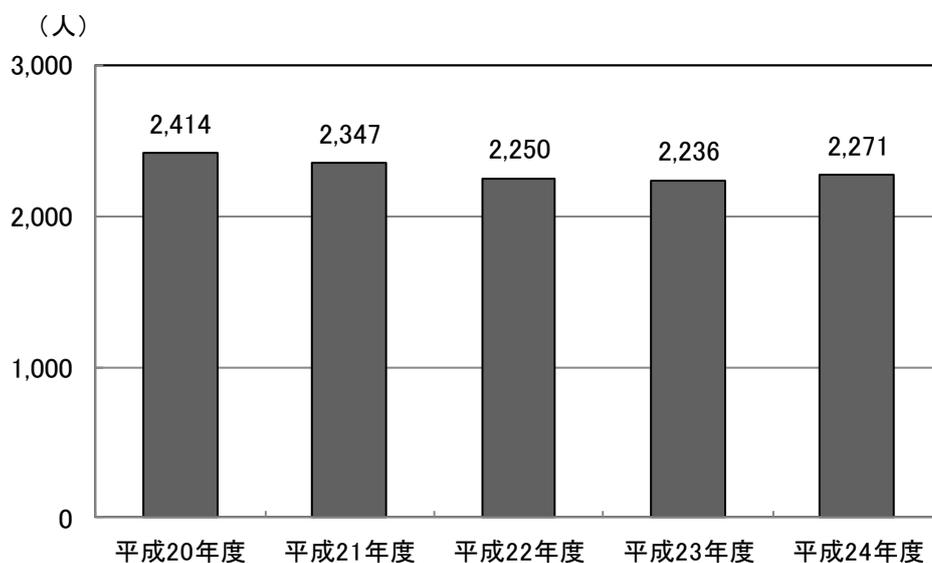
(市内児童+広域受託児童)



資料:保育課(各年4月1日現在)

■幼稚園児数の推移

(市外からの通園を含む)

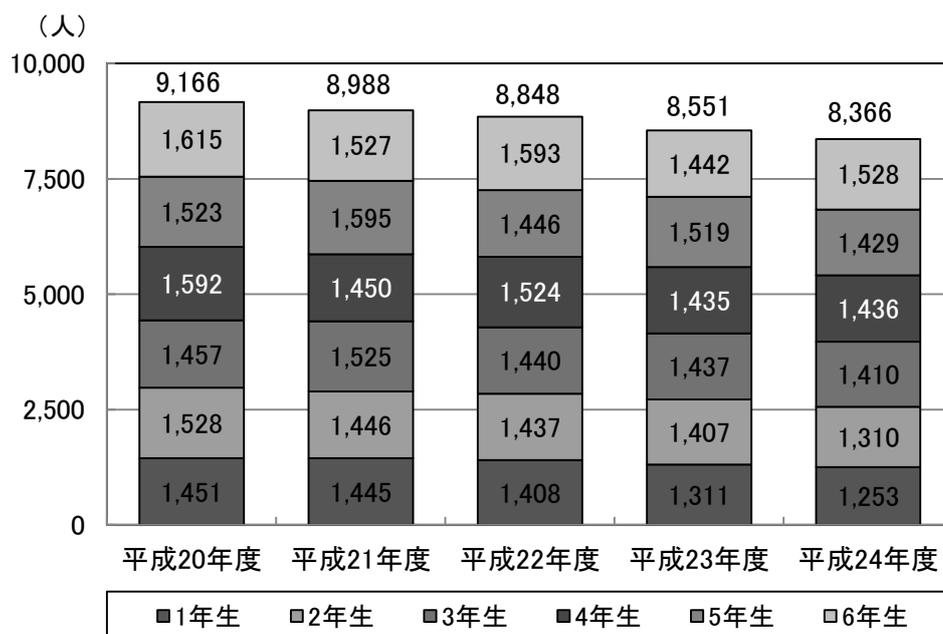


資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

(5)市立小中学生の状況

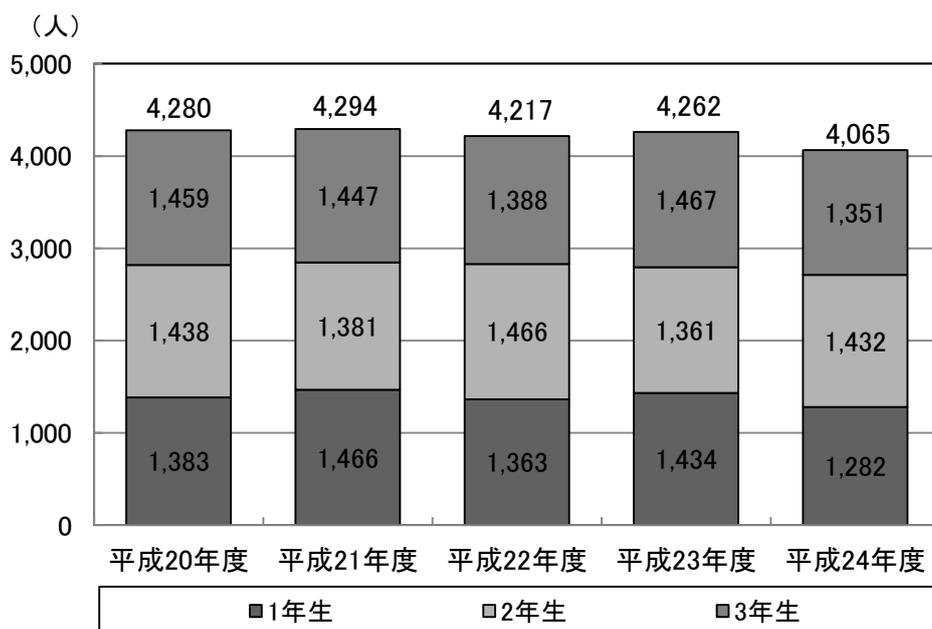
小学生数の状況をみると、総数については減少傾向にあり、平成24年度では8,366人となっています。また、中学生数の状況をみると、総数については減少傾向にあり、平成24年度では4,065人となっています。

■小学生数の推移



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

■中学生数の推移



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

(6) 保育事業の状況

【6-1 延長保育利用者】

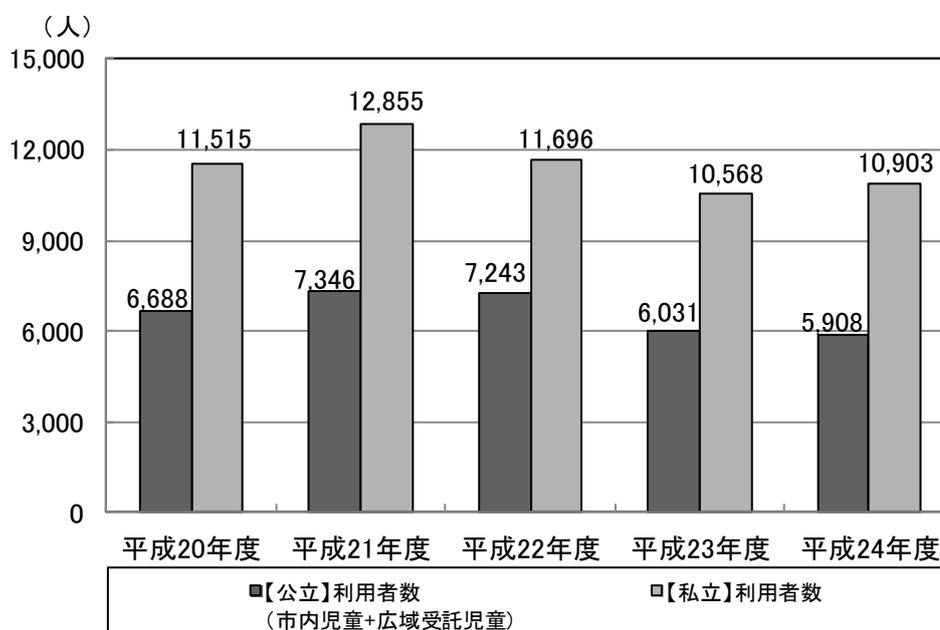
延長保育利用者の状況をみると、公立・私立ともに増減を繰り返しており、平成24年度ではそれぞれ5,908人、10,903人となっています。

*表の人数については延べ人数となっています。

■延長保育利用者数

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
【公立】利用者数 (市内児童+広域受託児童)	6,688	7,346	7,243	6,031	5,908
【私立】利用者数	11,515	12,855	11,696	10,568	10,903



【6-2 休日保育、一時預かり、ショートステイの状況】

休日保育の状況をみると、平成 23 年度に開設し、翌平成 24 年度では大幅に増加し 141 人となっています。また、一時預かり保育の状況をみると、平成 22 年度では減少がみられましたが、多くの方に利用されている結果となっており、平成 24 年度では 8,953 人となっています。ショートステイの状況をみると、平成 22 年度に 1 人の利用がありました。

■休日保育・一時預かり保育利用者数と施設数

単位：人、か所

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数
休日保育	0	0	0	0	80	1	141	1
一時預かり	5,508	11	2,404	11	9,366	13	8,953	13

■ショートステイ利用者数

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数	0	0	1	0	0

【6-3 子育てサロンの状況】

子育てサロン（週 1～2 回開催）利用状況と施設数の状況をみると、子ども・保護者ともに年々減少傾向にあり、平成 24 年度では合計で 2,950 人となっています。

地域子育て支援拠点事業（週 4～7 日開催）の状況をみると、利用者数は増加傾向にあり、平成 24 年度では 60,187 人となっています。これは子育てサロンから地域子育て支援拠点事業に移行している結果となっています。

■子育てサロン利用者数と施設数

単位：人、か所

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数(子ども)	3,281	2,742	2,458	1,883	1,553
利用者数(保護者)	2,860	2,315	2,139	1,711	1,397
利用者数合計 (子ども+保護者)	6,141	5,057	4,597	3,594	2,950
施設数	11	11	9	9	8

■地域子育て支援拠点事業利用者数と施設数

単位：人、か所

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数	40,518	45,861	55,594	54,768	60,187
施設数	7	7	7	7	8

【6-4 放課後児童クラブの状況】

放課後児童クラブの状況を見ると、利用者数の合計では増加傾向にあり、平成 24 年度では 1,148 人となっています。特に 1 年生の利用者数については年々増加傾向にあります。

■放課後児童クラブ登録児童数

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1 年生	358	376	385	390	416
2 年生	370	335	361	371	358
3 年生	247	264	255	273	271
4～6 年生	95	92	112	106	103
合計	1,070	1,067	1,113	1,140	1,148

(7)母子保健事業の状況

乳幼児健康診査の状況をみると、受診数は増減を繰り返していますが、平成24年度では「3～6か月児」では1,060人、「1歳6か月児」では1,192人、「3歳児」では1,188人となっており、各年度において多くの方が受診されています。

訪問指導数の状況をみると、妊産婦、新生児、未熟児ともに増減を繰り返しており、平成24年度ではそれぞれ、1,095人、133人、37人となっています。

■乳幼児健康診査

単位：人

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
3～6か月児 健康診査	対象数	1,314	1,349	1,262	1,231	1,109
	受診数	1,221	1,180	1,095	1,165	1,060
1歳6か月児 健康診査	対象数	1,294	1,337	1,315	1,320	1,296
	受診数	1,158	1,202	1,197	1,202	1,192
3歳児 健康診査	対象数	1,249	1,387	1,274	1,324	1,329
	受診数	1,108	1,204	1,115	1,166	1,188

■訪問指導数(延べ人数)

単位：人

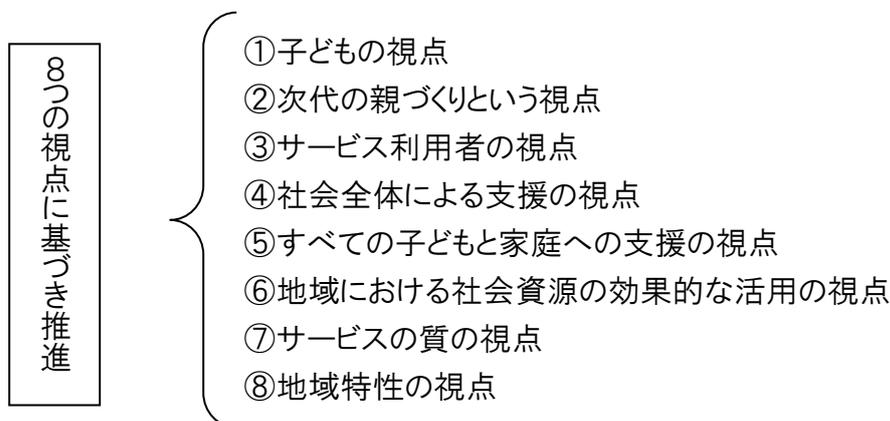
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
妊産婦	1,211	1,359	1,349	1,368	1,095
新生児	94	119	196	282	133
未熟児	49	36	39	50	37

(8)今治市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)の取り組み状況

本市は、平成17年度に「今治市次世代育成支援地域行動計画-いまばり・次代(あした)・子育てプラン-」を策定し、平成21年度に計画の見直しとして後期行動計画を策定しました。計画内では、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組み、基本目標に向け、施策を推進してきました。しかし、少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

■計画の考え方

『うちの子、よその子、みんなの子、子育て支援の都市 いまばり』



■計画の基本目標

- (1)地域における子育ての支援
- (2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- (3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備
- (4)子育てを支援する生活環境の整備
- (5)職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6)子ども等の安全の確保
- (7)要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

■次世代育成支援地域行動計画(後期)の目標事業量の状況

事業名	平成 25 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標値】
1) 平日日中の保育サービス		
通常保育事業 (人日)	2,767	3,244
2) 特定保育事業		
実施か所数 (か所)	0	2
利用者数 (人日)	0	6
3) 延長保育事業		
実施か所数 (か所)	23	22
利用者数 (人日)	66	188
4) 夜間保育事業		
実施か所数 (か所)	0	0
利用者数 (人日)	0	0
5) トワイライトステイ事業		
実施か所数 (か所)	0	1
利用者数 (人日)	0	5
6) 休日保育事業		
実施か所数 (か所)	1	2
利用者数 (年延人数)	313	660
7) 病児・病後児保育事業		
実施か所数 (か所)	0	1
利用者数 (年延人数)	0	600
8) 放課後児童健全育成事業 (学童保育事業)		
実施か所数 (か所)	29	34
利用者数 (人日)	1,080	1,200
9) 放課後子ども教室		
実施か所数 (か所)	2	3
利用者数 (年延人数)	2,010	4,000
10) 一時預かり事業		
実施か所数 (か所)	13	13
11) 地域子育て支援拠点事業		
実施か所数 (か所)	8	11
12) ファミリー・サポート・センター事業		
実施か所数 (か所)	1	1
13) ショートステイ事業		
実施か所数 (か所)	1	1

3 意識調査結果の概要

(1)調査の目的

本調査は、平成26年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや今治市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

(2)調査の概要

- ◆調査地域：今治市全域
- ◆調査対象者：今治市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者
- ◆抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童3,000人を無作為抽出（対象児童数5,586人：平成25年9月30日現在）
- ◆調査期間：平成25年11月13日（水）～平成25年11月27日（水）
- ◆調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

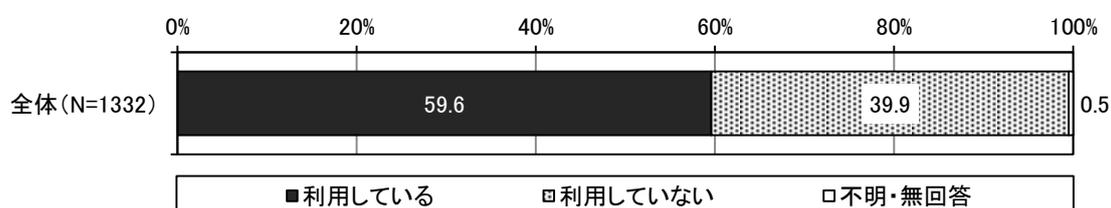
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	3,000	1,332	44.4%

(3)結果概要

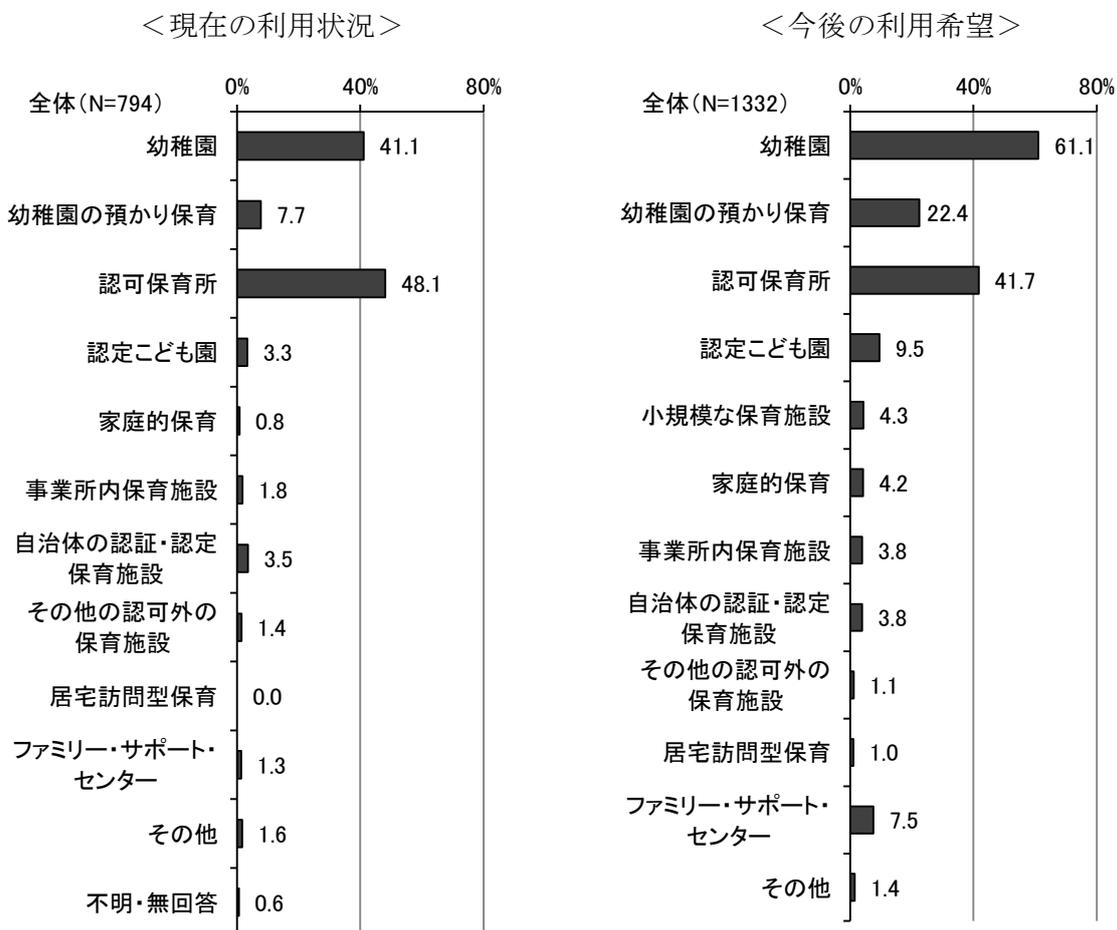
【3-1 教育・保育事業のニーズについて】

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無について、「利用している」が59.6%となっており、利用している事業については、「認可保育所」が48.1%、「幼稚園」が41.1%となっています。また、今後、定期的に利用したい事業については、「幼稚園」が61.1%、「認可保育所」が41.7%となっており、幼稚園の利用を希望する方が多いことがうかがえます。

■現在、定期的に利用している教育・保育事業の有無



■現在の平日の教育・保育事業の利用状況ならびに今後の利用希望

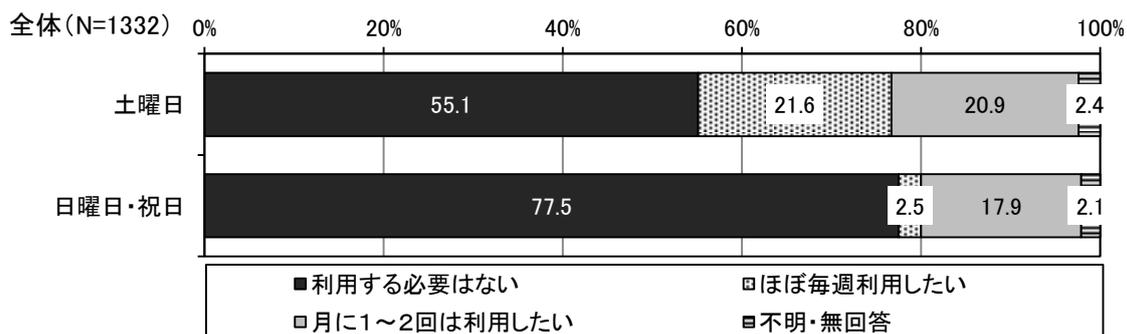


【3-2 休暇中(土日祝・長期休暇)の定期的な教育・保育事業の利用希望】

土曜日は利用希望が4割を、長期休暇中は利用希望が6割を超えており、休暇中の教育・保育事業のニーズが少なくないことがうかがえます。

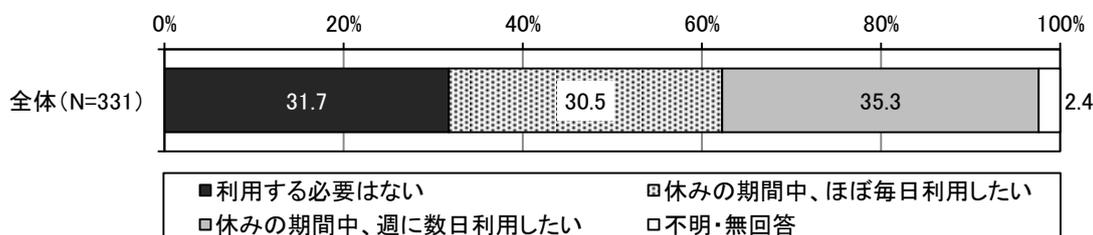
また、希望する利用時間帯については、土日祝は開始時間が8時、終了時間が17時、長期休暇中は開始時間が9時、終了時間が15時の割合が最も高くなっています。

■土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の有無



■夏休み・冬休み等長期休暇中の定期的な教育・保育事業の有無

※幼稚園を利用している方のみ



■希望する利用時間帯

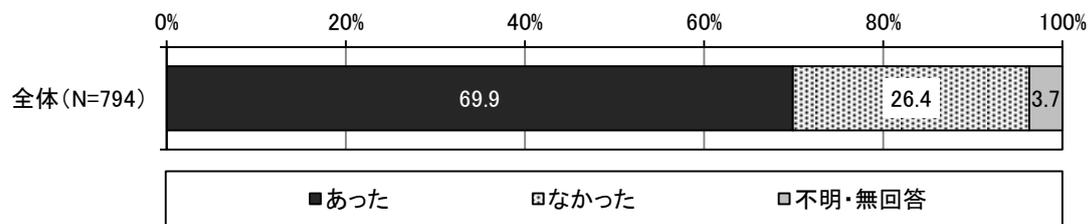
開始時間	土曜日 (N=566)		日曜日・祝日 (N=272)		長期休暇中 (N=218)	
	件数	%	件数	%	件数	%
6時前	1	0.2	2	0.7	0	0.0
7時	44	7.8	24	8.8	4	1.8
8時	266	47.0	120	44.1	98	45.0
9時	208	36.7	93	34.2	105	48.2
10時	23	4.1	20	7.4	8	3.7
11時	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12時	0	0.0	2	0.7	0	0.0
13時	5	0.9	4	1.5	0	0.0
14時	1	0.2	0	0.0	0	0.0
15時以降	1	0.2	0	0.0	1	0.5
不明・無回答	17	3.0	7	2.6	2	0.9

終了時間	土曜日 (N=566)		日曜日・祝日 (N=272)		長期休暇中 (N=218)	
	件数	%	件数	%	件数	%
11時	1	0.2	2	0.7	1	0.5
12時	32	5.7	11	4.0	6	2.8
13時	24	4.2	9	3.3	1	0.5
14時	33	5.8	7	2.6	23	10.6
15時	69	12.2	28	10.3	74	33.9
16時	87	15.4	30	11.0	45	20.6
17時	164	29.0	92	33.8	42	19.3
18時	114	20.1	62	22.8	22	10.1
19時	20	3.5	21	7.7	1	0.5
20時	4	0.7	4	1.5	1	0.5
不明・無回答	18	3.2	6	2.2	2	0.9

【3-3 病気の際の対応について(平日の教育・保育を利用する方のみ)】

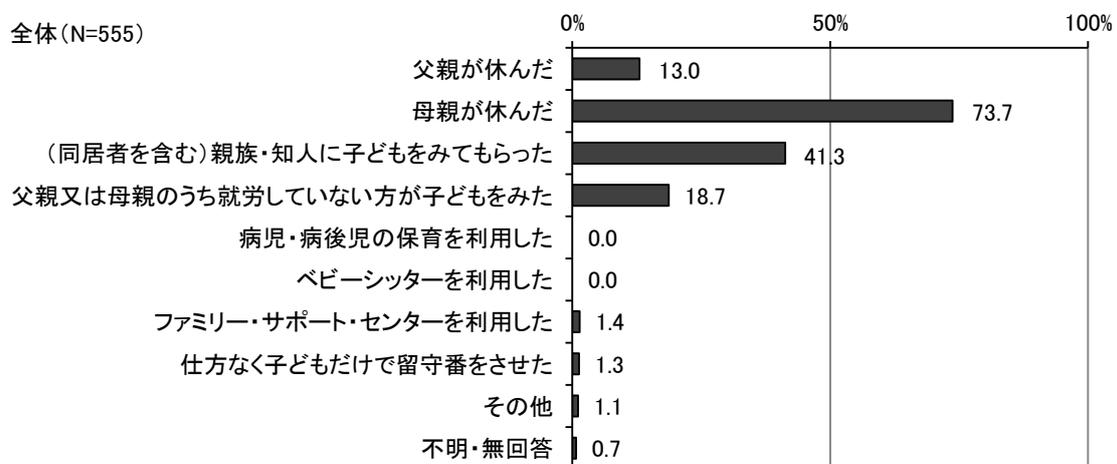
約7割の方が、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあったと回答しており、その対処方法としては、「母親が休んだ」が多くなっています。また、病児・病後児施設の利用希望については、「利用したいとは思わない」が「利用したい」を上回っていますが、約3割の方は、できれば利用したいと思われています。

■子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無



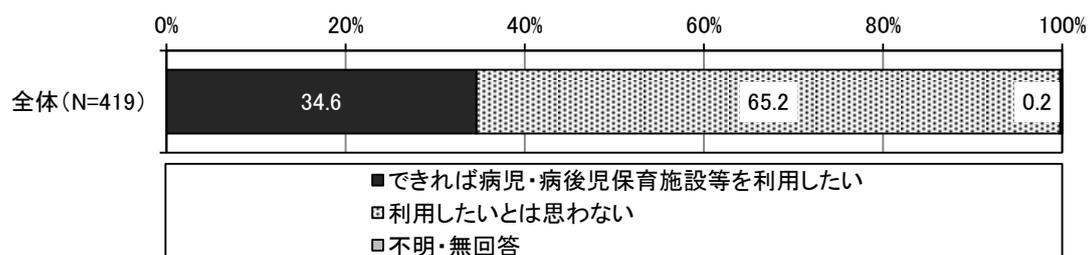
■対処方法

※子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあった方のみ



■「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか

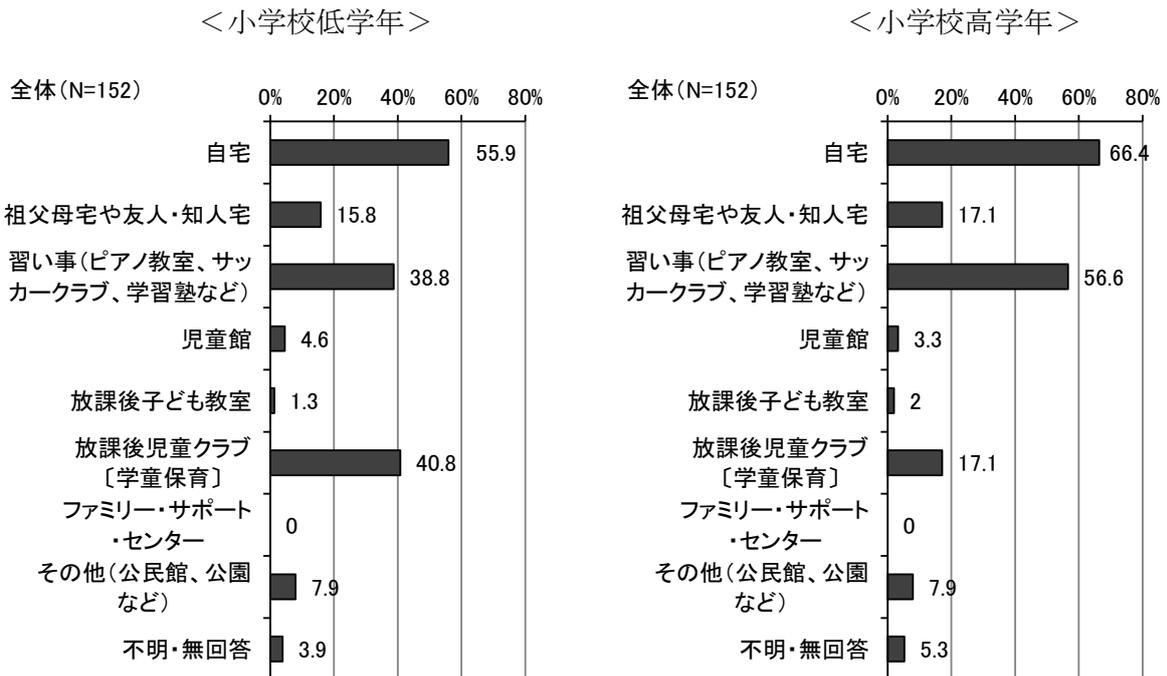
※「父親が休んだ」または「母親が休んだ」方のみ



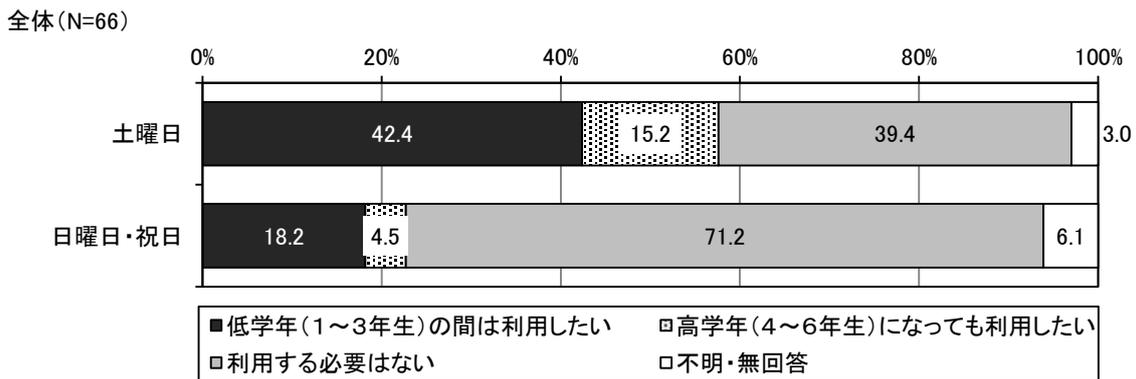
【3-4 放課後の過ごし方】

小学校低学年においては、「自宅」に次いで「放課後児童クラブ」が、約4割と高くなっています。また、休暇中の「放課後児童クラブ」の利用希望については、土曜日と長期休暇中において「利用したい」が高くなっており、特に低学年の間は、一定の需要があることがうかがえます。

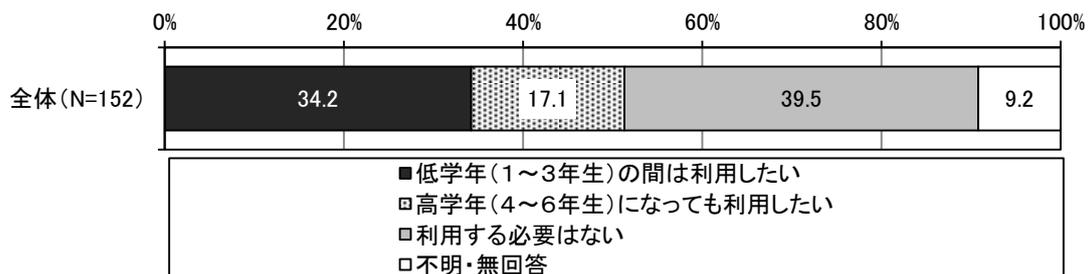
■小学校低学年・高学年において、放課後を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか



■土曜日、日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望



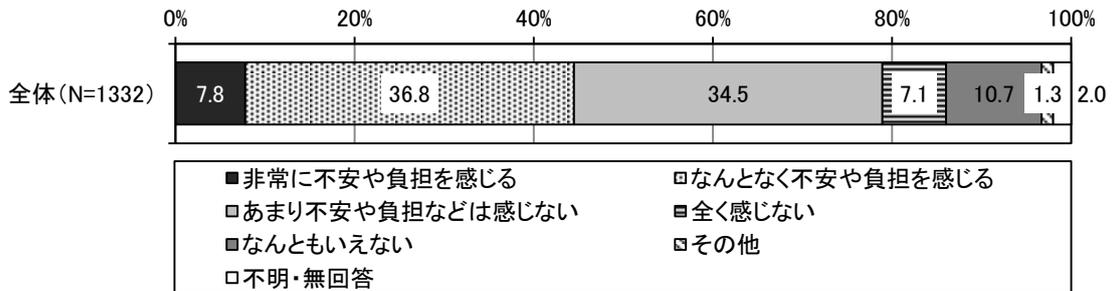
■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望



【3-5 子育て全般について】

子育てに関する不安や負担の有無については、「なんとなく不安や負担を感じる」が最も高く、「非常に不安や負担を感じる」と合わせると、半数近くの方が不安や負担を感じていることがうかがえます。

■子育てに関して不安や負担等を感じているか



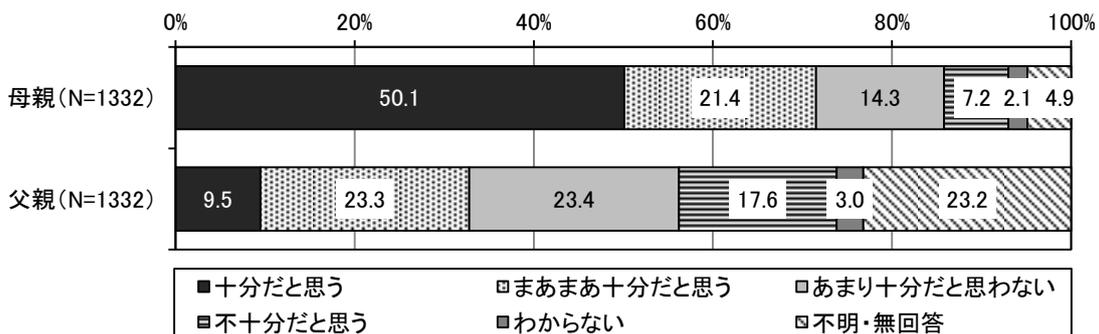
【3-6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について】

子どもと一緒に過ごす時間について、母親は「5～9時間未満」が、父親は「1～5時間未満」が最も高くなっています。また、その時間を十分だと思ふかについては、母親は「十分だと思ふ」が半数を超えています。父親は約4割の方が十分だと思っていないことがうかがえます。

■子どもと一緒に過ごす時間

過ごす時間 (N=1332)	母親		父親	
	件数	%	件数	%
0時間	0	0.0	0	0.0
1時間未満	0	0.0	18	1.4
1～5時間未満	146	11.0	622	46.7
5～9時間未満	396	29.7	208	15.6
9～13時間未満	127	9.5	109	8.2
13～17時間未満	127	9.5	51	3.8
17～21時間未満	67	5.0	7	0.5
21～24時間	390	29.3	5	0.4
不明・無回答	79	5.9	312	23.4

■その時間は十分だと思ふか



4 現状・課題のまとめと今後の方向性

(1)安心して子育てができる環境づくり

平日の教育・保育事業の利用状況について、子どもの年齢が上がるほど、「利用している」割合が高く、特に「幼稚園」の割合が高くなっています。0歳から2歳の間では、保育事業を利用している割合が低く、ニーズ調査の結果からも子どもが「3歳」になったら、教育・保育事業を利用したいと考えている方が多くなっています。

また、病気の際の対応については、母親が仕事を休まなければならなかった割合が高く、病児・病後児保育の利用希望も3割程度と、病気等の際の支援が求められていることがうかがえます。地域子育て支援拠点事業についても現在は、利用していないと答えた方が多かったです。しかし、「今後利用したい」と答えた方が多く、今後は提供体制の充実を図るとともに、事業の内容や使い方等の周知を図り、安心して子育てができる環境づくりが求められています。



(2)家庭における子育ての孤立化・不安の解消

親族や知人にみてもらっている状況については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と答えた方の割合が低くなっています。全国的に核家族化が進む中で、家庭における子育ての孤立化への対応が必要となっており、家庭の問題だけでなく、地域や幼稚園・保育園・学校等が連携しながら、子育てを支援できる関係づくりや、相談できる場所の確保が求められています。



(3)地域ぐるみの子育て支援

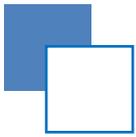
子育てに関する不安や負担を感じている割合は、半数以上と多くなっています。地域との関係の希薄化が進む中で、保護者の抱える不安や悩み等をどのように軽減、解決していくのが重要な課題となります。子育てサークル等への参加についても、「現在参加はしていないが今後機会があれば参加したい」と答えた方が多く、同じ立場の人との交流や相談ができることが必要で、地域のつながりを活かして、地域ぐるみで子育てに取り組む環境づくりが求められています。



(4)仕事と子育ての両立を支援する取り組み

父親と比較して母親の方が子育てに専念している家庭が多く、就労状況についても母親の方が就労日数や時間が少ない状況もしくは、現在は子育てに専念するために仕事をしていない方が多くなっています。また、仕事と子育ての両立で大変なこととしては、自分や子どもが病気になったときの対応や、残業が多いことが挙げられており、今後は、それぞれの家庭の状況、希望に応じて、地域や企業の理解を得ながら、母親・父親ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりが求められています。





第3章 計画の基本理念と施策 の展開

1 計画の基本理念

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

本市においても、少子化が進んでいる中、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者一人ひとりの希望が叶えられる社会を実現していかないとはいけません。そのためには、「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」という視点、「子どもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」という視点の、両者の視点から子育て支援を充実していくことが大切です。

本計画の前身にあたる「今治市次世代育成支援地域行動計画」の中では、家庭・地域・企業が一体となって子育ての総合的な取り組みを推進してきました。

この流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。



みんなで育つ・育てるあした(次世代)のいまばいへ



2 計画の基本的な視点

1 子どもを育てる環境



子育てに関する不安感や負担感を軽減し、家族を持つこと、子どもを生み育てることに夢と希望が持てる施策の充実に努めます。

また、子育てと仕事の両立の困難さや男女の固定的な役割分担意識等、安心して子どもを生み育てる社会の実現を目指します。

2 子どもが育つ環境



少子化の進行により、子どもが集団生活を送る機会の減少や過保護な養育等、子どもの自主性や社会性の成長が懸念されています。そのため、今治市における自然、歴史・文化、地場産業等の豊かな地域資源を生かしながら、子どもたちの心身ともに健やかな成長を尊重・保障し、子どもの幸せを第一とする社会の実現を目指します。

3 子育て・子育てを支えるまちづくり



子育て支援は、地域社会、企業、学校、行政等を含め社会全体で取り組むべき課題です。そのため、子どもの育つ環境、子どもを育てる環境を支える施策として、子どもや母親の健康の確保、子どもを守るための施策の充実に努めます。

3 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1)子育て家庭を支える教育・保育事業の提供

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、見込み量に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を定めます。

■ 施策の方向性 □

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 教育・保育の量の見込み及び提供体制

(2)子育て支援の充実

子育てをする全ての人の育児不安や負担を軽減できるよう、様々な子育て支援サービスの充実やきめ細かな支援を行うとともに、地域全体における子育て支援を推進します。

■ 施策の方向性 □

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援サービスの充実
- (4) 子育て支援のネットワークづくり

(3)仕事と家庭の両立

子育てをしながらでも安心して働くことができるよう、多様なニーズに応じた施策を推進します。また、男性の育児参加の機会の促進等を図るとともに、制度や社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの周知に努め、仕事と家庭生活の両立を支援します。

■ 施策の方向性 □

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

(4)教育環境の充実

地域の担い手である子どもたちが、豊かな人間性やたくましく生きる力を育むことができるよう、家庭や地域・学校が連携し、子どもの学び・活動を取りまく環境の整備を進めます。

■ 施策の方向性 □

- (1) 育成に向けた学校の教育環境整備
- (2) 家庭や地域の教育力の向上

(5)心の健やかな成長のために

これから親になっていく世代が、子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さを理解できるように、学校・地域・家庭の教育環境の整備を進めます。

■ 施策の方向性 □

- (1) 児童健全育成
- (2) 思春期保健対策の充実
- (3) 次代の親の育成

(6)要保護児童への対応

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障害児施策の充実等、専門的技術・知識を要する支援を行います。

■ 施策の方向性 □

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障害児特別支援教育施策の充実

(7)健康であるために

母親が安心して妊娠・出産することでき、子どもが健やかに成長できるよう、保健に関する情報提供や小児医療の体制の充実等、思春期から妊娠・出産、乳幼児までの一貫した育児支援や保健事業をとおして、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めます。

■ 施策の方向性 □

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 小児医療の充実
- (3) 食育の推進

(8)子どもを守るために

子どもを安心して産み育てることができるとともに、子どもがいきいきと遊ぶことができるよう、公園の整備・情報提供をはじめ、子育てバリアフリーの視点を取り入れた居住環境や道路交通環境の整備を図ります。また、子どもの安全を確保するため、地域における防犯活動等の取り組み、犯罪被害から子どもを守るための取り組みを推進します。

■ 施策の方向性 □

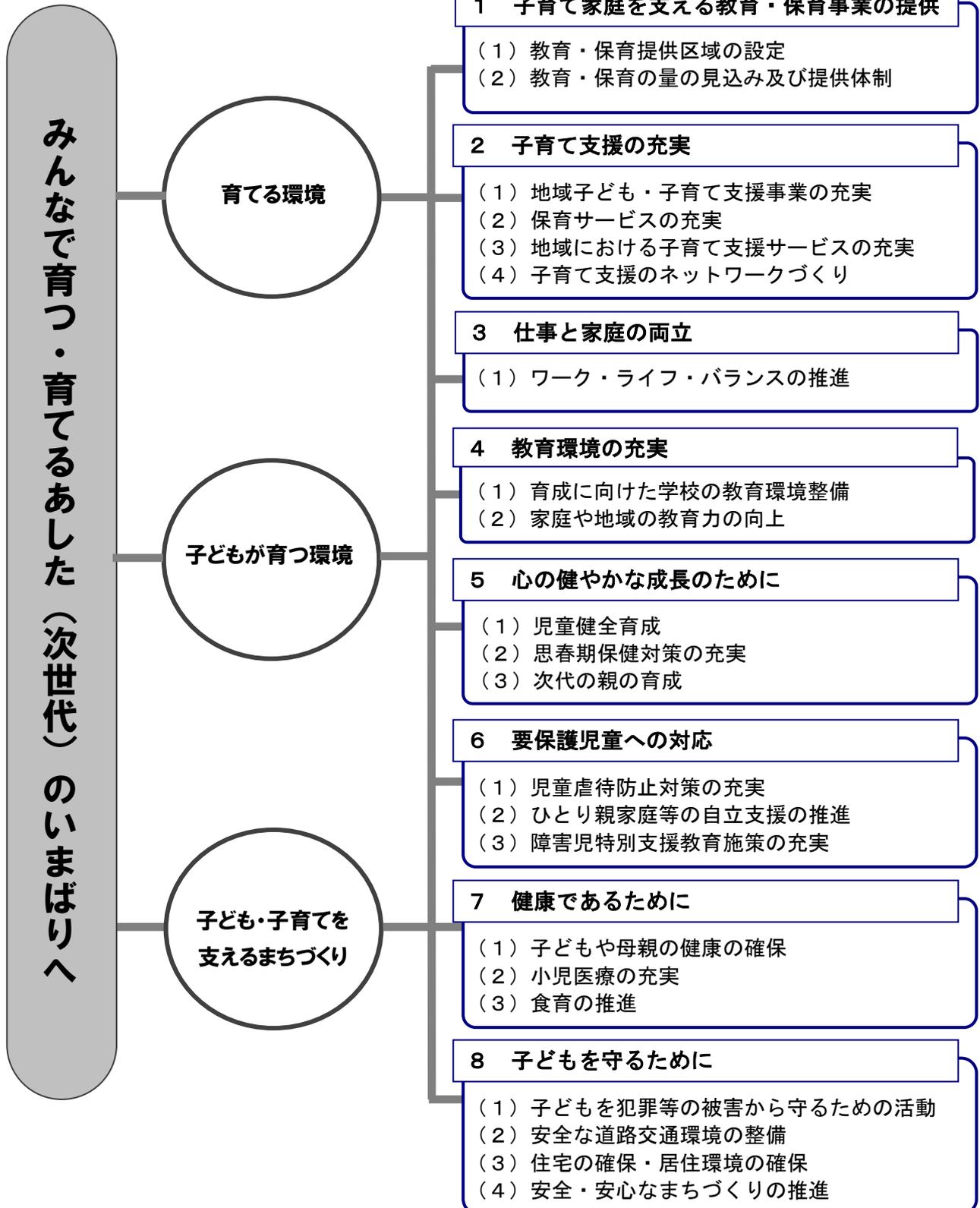
- (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 住宅の確保・居住環境の確保
- (4) 安全・安心なまちづくりの推進

4 施策体系

基本理念

基本的な視点

基本目標/施策の方向性





第4章 施策展開

1 子育てを支える教育・保育事業の提供

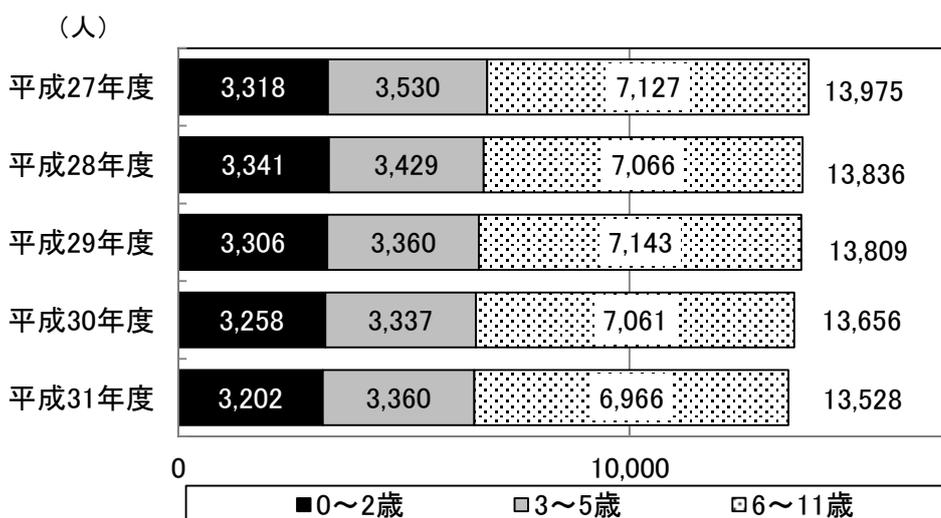
(1)教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況等を総合的に勘案して設定するものです。

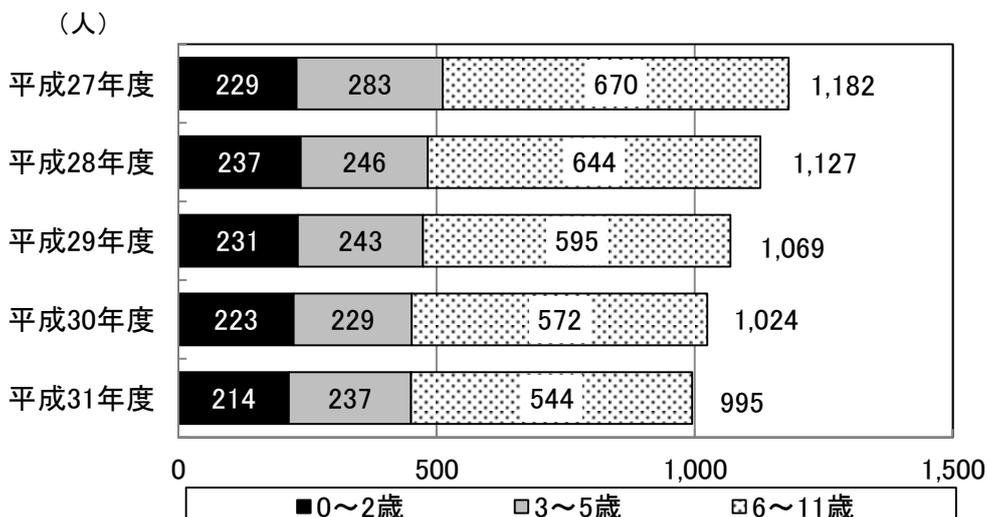
今治市では、各地域の子どもの人数や資源の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域を2区域に設定します。

◆子どもの人口の見通し(0歳から11歳)

ア 陸地部



イ 島しょ部



◆提供区域事業の詳細

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域一覧

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育	1号認定(3～5歳:教育)	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	2号認定(3～5歳:保育)	2区域	
	3号認定(0～2歳:保育)	2区域	
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業 (延長保育事業)	2区域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とします。
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	地域子育て支援拠点事業	市内全域	
	一時預かり事業	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	病児・病後児保育事業	市内全域	
	ファミリー・サポート・センター事業	市内全域	
	利用者支援事業	市内全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	
	養育支援訪問事業	市内全域	
妊婦健診事業	市内全域		

(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制

事業内容

幼稚園や保育所等の学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し、実施することになります。

■対象事業一覧

	対象事業	
施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所	1号、2号、3号の認定区分ごとにニーズを算出
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	

◆家庭類型の種類

目標事業量算出のために実施したニーズ調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無や就労状況から8種類の「家庭類型」を設定し、それぞれのニーズ量を算出し、目標事業量を設定します。

■家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+48 時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 48 時間未満+48 時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+48 時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 48 時間未満+48 時間～120 時間の一部)
タイプF	無業×無業



確保策

ア 陸地部

平成27年度時点市内の教育、保育施設を最大限に活用するとともに、地域型保育事業を計画的に拡大することにより計画期間内での待機者の解消を目指します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成27年度				平成28年度			
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,287	2,112	449	912	1,250	2,052	444	927
確保の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (特定教育・保育施設)	1,120	1,847	310	873	780	1,947	340	943
	確認を受けない幼稚園	2,275				2,275			
	地域型保育事業			21	108			21	108
	②小計	3,395	1,847	331	981	3,055	1,947	361	1,051
②-①		2,108	-265	-118	69	1,805	-105	-83	124

(単位：人)		平成29年度				平成30年度			
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,225	2,010	437	920	1,217	1,996	430	907
確保の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (特定教育・保育施設)	900	2,147	416	1,083	900	2,147	416	1,083
	確認を受けない幼稚園	1,155				1,155			
	地域型保育事業			21	108			21	108
	②小計	2,055	2,147	437	1,191	2,055	2,147	437	1,191
②-①		830	137	0	271	838	151	7	284

(単位：人)		平成31年度			
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号	
				0歳	1-2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,225	2,010	421	893
確保の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (特定教育・保育施設)	900	2,147	416	1,083
	確認を受けない幼稚園	1,155			
	地域型保育事業			21	108
	②小計	2,055	2,147	437	1,191
②-①		830	137	16	298

イ 島しょ部

現状において各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。

今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成 27 年度				平成 28 年度			
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		20	254	28	91	17	221	27	97
確保の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (特定教育・保育施設)	115	247	33	140	115	247	33	140
	確認を受けない幼稚園	0				0			
	地域型保育事業			0	0			0	0
	②小計	115	247	33	140	115	247	33	140
②-①		95	-7	5	49	98	26	6	43

(単位：人)		平成 29 年度				平成 30 年度			
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		17	217	27	95	16	205	25	92
確保の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (特定教育・保育施設)	115	247	33	140	20	237	33	140
	確認を受けない幼稚園	0				0			
	地域型保育事業			0	0			0	0
	②小計	115	247	33	140	20	237	33	140
②-①		98	30	6	45	4	32	8	48

(単位：人)		平成 31 年度			
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要 性あり)	3号	
				0歳	1-2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		16	212	24	88
確保の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (特定教育・保育施設)	20	237	33	140
	確認を受けない幼稚園	0			
	地域型保育事業			0	0
	②小計	20	237	33	140
②-①		4	25	9	52

2 子育て支援の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

【1-1 時間外保育事業(延長保育事業)】

事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

確保策

ア 陸地部

現状において各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,215	1,201	1,183	1,170	1,164
②確保の内容	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
②-①	245	259	277	290	296

イ 島しょ部

現状のままでは、需給ギャップを解消できません。

事業の拡張を図り計画期間に量の見込みを上回る確保の内容を実現するよう努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	102	97	95	90	90
②確保の内容	80	80	80	200	200
②-①	-22	-17	-15	110	110

【1-2 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)】

事業内容

昼間保護者のいない家庭の小学生児童に対し、学校授業日の放課後や学校休業日において遊びを主とする育成・指導活動を行い、児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブを開設・運営しています。

確保策

安心、安全な放課後児童クラブの事業内容を維持しながら、面積要件の改善等と合わせ将来推計により施設の整備を進めます。開設時間の延長等、より一層のサービス向上を図ります。児童の受入れについては、利用者ニーズを踏まえた支援体制の整備を行い、低学年児童を優先した上で、順次、高学年児童の受入れを行います。

また、障害児、ひとり親家庭や低所得者世帯等への配慮や利用も合わせて検討します。

施設整備にあたっては引き続き、放課後に児童の負担の少ない学校施設及び用地の活用を調整していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（低学年）	1,388	1,393	1,379	1,361	1,311
②確保の内容（低学年）	1,388	1,393	1,379	1,361	1,311
②-①	0	0	0	0	0
③量の見込み（高学年）	370	370	370	370	370
④確保の内容（高学年）	100	150	200	300	370
④-③	-270	-220	-170	-70	0

【1-3 地域子育て支援拠点事業】

事業内容

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、保育所等の地域の身近な場所において子育て中の親子の交流や育児相談等の基本事業を実施することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

確保策

現在の実数とニーズ量の乖離はありますが、地域における子育て支援を実施する認定子ども園の設立との整合を図り、提供体制を整備します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		7,674	7,726	7,632	7,504	7,361
②確保の内容	月間延べ	7,674	7,726	7,632	7,504	7,361
	実施か所数	8	8	8	8	8
②-①		0	0	0	0	0

【1-4 一時預かり事業】

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かる事業です。

確保策

ア 陸地部

(ア) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

幼稚園における一時預かり事業は、15園の幼稚園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1号による利用	9,419	9,150	8,966	8,904	8,966
	2号による利用	169,714	164,858	161,541	160,435	161,541
②確保の内容		915,600	915,600	915,600	915,600	915,600
②-①		736,467	741,592	745,093	746,261	745,093

(イ) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外の一時預かり事業は、10か所の保育所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		17,558	17,381	16,971	16,626	16,376
②確保の内容		27,300	27,300	27,300	27,300	27,300
②-①		9,742	9,919	10,329	10,674	10,924

イ 島しょ部

(ア) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業は、平成 27 年度から認定こども園で実施予定であり、今後実施事業の認定こども園を増やし、量の見込みに対する提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号による利用	0	0	0	0	0
	2号による利用	2,854	2,481	2,451	2,310	2,390
②確保の内容		2,400	2,400	2,400	4,800	4,800
②-①		-454	-81	-51	2,490	2,410

(イ) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外の一時預かり事業は、3か所の保育所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		4,019	3,946	3,873	3,693	3,685
②確保の内容		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
②-①		1,981	2,054	2,127	2,307	2,315

【1-5 子育て短期支援事業】

事業内容

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由で、児童養育が一時的に困難になった場合、児童を福祉施設で一定期間養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

確保策

子育て短期支援事業については、現在、市内1施設のみとなっており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	20	20	19	19	19
②確保の内容	20	20	19	19	19
②-①	0	0	0	0	0

【1-6 病児・病後児保育事業】

事業内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

確保策

病児保育事業は、現在のところ、市内では実施していません。今後の量の見込みに対して、27年度以降の事業の実施を目指して体制を整備します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	7,753	7,631	7,503	7,391	7,347
②確保の内容	0	1,500	1,500	3,000	7,500
②-①	-7,753	-6,131	-6,003	-4,391	153

【1-7 ファミリー・サポート・センター事業】

事業内容

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行います。

確保策

ファミリー・サポート・センター事業については、現在、市内1か所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人日）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		3,538	3,491	3,467	3,417	3,379
②確保の内容	年間延べ	3,538	3,491	3,467	3,417	3,379
	か所数	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【1-8 利用者支援事業(新規)】

事業内容

子ども及びその保護者が、認定子ども園・幼稚園・保育所での教育保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する等の支援を行います。

確保策

子育て支援事業の円滑な利用を促進するため、児童育成クラブ等の情報提供、相談・助言に対応する子育て支援拠点事業所窓口に、市の子育て支援サービスを熟知した利用者支援員を配置します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：か所）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	か所数	3	3	3	3	3
②確保の内容	か所数	2	3	3	3	3
②-①		-1	0	0	0	0

【1-9 乳児家庭全戸訪問事業】

事業内容

生後4か月までの乳児のいる家庭を主任児童委員や保健師等が家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

確保策

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を保健師、主任児童委員等、家庭訪問者89人で訪問していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		1,217	1,201	1,181	1,158	1,132
②確保の内容	年間延べ	1,217	1,201	1,181	1,158	1,132
	訪問者	89	89	89	89	89
②-①		0	0	0	0	0

【1-10 養育支援訪問事業】

事業内容

要支援児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は特定妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

また、要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図ります。

確保策

現在、市独自の委託事業により、子育て世帯からの申請により子育て応援ヘルパーを派遣する等して、主に家事援助を中心に支援を行うとともに、保健師等が、気になる家庭を訪問し、助言や相談活動を実施しています。

平成27年度以降は、養育支援訪問事業による要支援児童等への支援に積極的に取り組むとともに、子育て応援ヘルパー派遣事業を有効に活用することで、子育て世帯の生活の安定と負担の軽減に努め、適切な養育環境の確保を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人、件数)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	ヘルパー派遣	25	25	25	25	25
	養護対応相談	450	450	450	450	450
②確保の内容	ヘルパー派遣	25	25	25	25	25
	養護対応相談	450	450	450	450	450
②-①		0	0	0	0	0

【1-11 妊婦健診事業】

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行います。

確保策

妊娠届出をした妊婦に対し、委託医療機関で受診出来る妊婦健診 14 回分の受診票の交付を行い、妊婦健康診査に係る費用の一部助成を行うことで、健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を整えます。

助成内容・助成金額についても、県内市町と連携し、適宜見直しを行います。また、受診票交付時には、保健師と面談を行うことで妊娠初期からのサポート体制を整えます。医療機関との連携を密に行うことで、ハイリスク者のフォローも行います。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,168	1,152	1,133	1,111	1,086
②確保の内容	1,168	1,152	1,133	1,111	1,086
②-①	0	0	0	0	0

(2)保育サービスの充実

近年、理想の子どもの数よりも、実際の子どもの数の方が少ないという家庭が増加しています。その理由として、経済的負担が大きいことをあげる人が多くなっており、働きながら子育てをする保護者の多様なニーズに応じて、子育て家庭が利用しやすい保育サービスの提供を図ります。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
特定保育	◆保護者がパート等で保育が困難な場合に、週2～3日、あるいは午前中のみ等、個々のニーズに応じた柔軟な保育サービスを実施します。	保育課
保育の質の向上	◆各種団体等が実施する研修会への参加を促進し、保育の質の向上を図ります。	保育課
多子世帯の保育料の減免	◆同じ世帯から2人以上が同時に保育所や幼稚園等に入所する場合、保育料の減免により多子世帯の経済的負担を軽減します。	保育課

(3)地域における子育て支援サービスの充実

地域における子育てしやすい環境づくりを目指す中で、地域で支え合える体制づくりが求められています。行政のみではなく、NPOや子育てサークル等の自主的な組織、シニア世代や子育て経験者、そして民間事業者等、多様な団体や個人の果たす役割が期待されています。子どもたちが、地域の中で健やかに生まれ育まれるよう、地域での支え合いを強化し子育て支援の充実を図ります。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
わくわく子育てサロン事業	◆児童館や子育て支援センター等の拠点施設がない地域の保育所等で、子育て中の親子が交流・情報交換のできる場所を月数回提供します。	子育て支援課
マイ保育園事業	◆妊娠中から満3歳になるまでの乳幼児のいる家庭を対象に、保育所を地域の子育て拠点施設と位置づけ、子育て相談、子育て講座、園庭開放、おためし一時保育（半日無料体験）等を行います。	子育て支援課
子育てファミリー応援ショップ事業	◆妊婦や就学前児童のいる世帯が、協賛店舗で買い物をした際に市が交付する「子育て応援カード」を提示すると、店独自の割引き等のサービスが受けられます。（事業の期間は、平成29年度まで）	子育て支援課
子育て応援ヘルパー派遣事業	◆妊娠中や乳児を養育する方が体調不良等で家事や育児が困難な家庭、2人以上の乳幼児を養育する家庭等にヘルパーを派遣して、家事や育児の援助を行います。	子育て支援課
子どもと家庭の相談	◆家庭児童相談員を配置して、心配や悩みの個別相談、巡回相談、電話相談を実施し、子どもと家庭に関する助言・指導を行います。	子育て支援課
婦人相談	◆婦人相談員を配置して、配偶者等からの暴力や暴言等（DV）に関する悩み、子育てに関する悩み等について、相談事業を行います。	子育て支援課

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
子育てプラザ(総合窓口)の開設	◆子育て等に関する総合的な(相談)窓口を開設します。	子育て支援課
幼稚園における子育て支援	◆地域の未就園児のいる家庭への情報提供や相談事業を行います。	学校教育課
幼稚園における園庭・園舎の開放	◆幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を実施します。	学校教育課
ブックスタート	◆赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくりふれあうひとときを持つきっかけづくりのため、乳児健診時に絵本を手渡します。	社会教育課
絵本・紙芝居の読み聞かせ	◆図書館では、小さい頃から絵本や紙芝居に親しんでもらうため、朗読ボランティアによる読み聞かせを実施します。	社会教育課
子育てサークル支援の推進	◆地域の自主的な子育てサークルに対し、子育てに関する情報提供や意見交換会を実施します。	子育て支援課
親支援プログラム	◆参加者中心型の親支援プログラムを実施するファシリテーターを養育し、子育て中の親の不安や孤立感を和らげ親同士が支えあう関係を構築するとともに、リスクを抱える家庭に対しても親子と共に育ち、育て合うための援助を行います。	子育て支援課
のびのび教室	◆育児不安や、育てにくさを感じる親への支援を行います。	健康推進課
発達フォロー相談及び教室	◆幼児健診後、フォローの必要な児の2次相談やフォロー教室の実施により、親子の支援を行います。	健康推進課

(4)子育て支援のネットワークづくり

保護者の子育てにおける不安や悩みを軽減するためには、当事者同士のサークルやボランティア活動等を通じ、保護者自身が地域全体に支えられていると感じられることが重要です。保護者による自主的な活動を推進するため、子育てサークルやボランティア活動等に対して、保護者の参加促進、団体間のネットワーク化、運営等に対する支援を行います。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
地域子育てサポーター	◆地域における子育て支援者として、子育て当事者への情報提供や交流の仲立ち、子育てサークルの支援等を行います。	子育て支援課
地域と子育て機関との連携	◆地域の子育て機関と子育て世帯とのパイプ役を行う民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援、推進します。 ◆地域の関係機関ができるだけ情報の共有を図り、発達障害の早期発見や児童虐待の未然防止等に努めます。	子育て支援課 福祉政策課
スマイルママフェスタ	◆子育ての孤立化が指摘される中、イベントを通じて、地域や子育て支援に関わる方々で輪を作り、子育て世帯を支えることで、笑顔であふれる今治市を目指します。	子育て支援課
バリママ子育て応援事業	◆子育て中の「ママさん協力員」が毎月情報交換を行い、ホームページに子育て支援サイト「がんばりママ きらりんネット」を掲載し、子育て家庭への情報発信を行います。 ◆子育てに関する情報を掲載・配布し、子育て世帯への情報提供を行います。	子育て支援課

3 仕事と家庭の両立

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての人が、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる、多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、働き方の見直しを進めることが重要です。男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの実施・充実を図るとともに、子育てを行いながら働き続けられる環境整備に努めます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、意識啓発を図ります。	子育て支援課 商工振興課
家庭や職場等における男女共同参画	◆男女が共に家事・育児・介護等を分かち合い、家庭生活と仕事や地域活動を両立することができるよう、意識啓発を行います。	人権啓発課
育児・介護休業制度の普及啓発	◆育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られる雇用環境の整備に向けて、周知活動を行います。	商工振興課
父親の子育て参加	◆父親が子育てに積極的に参加できるよう、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、イクメンプロジェクトの推進等の意識啓発を図ります。	子育て支援課
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	◆0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所の時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況を踏まえ、ニーズ調査結果を分析しつつ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者が、円滑に質の高い保育を利用できるよう、行政窓口並びに地域子育て支援拠点事業所等の相談窓口の充実に努めます。	保育課

4 教育環境の充実

(1) 育成に向けた学校の教育環境整備

子どもたちが時代の変化に対応できるよう、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成するため、魅力ある幼稚園教育や学校教育の充実を図ります。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
確かな学力の向上	◆愛媛大学との共同研究をはじめ、関係機関と連携し、きめ細かな指導の充実や学校の活性化等の取り組みを推進します。	学校教育課
道徳教育の推進	◆すべての幼稚園・小中学校において、計画的な道徳教育を実施します。	学校教育課
人権教育の推進	◆すべての幼稚園・小中学校において、同和教育をはじめ、あらゆる差別の解消をめざした人権教育の推進を図ります。	学校教育課
スクールカウンセラー	◆カウンセリングにより、問題行動等の予防・解消を図り、ソーシャルワーカーと連携しながら、子どもの豊かな心の育成を推進します。	学校教育課
ハートなんでも相談員	◆児童生徒が気軽に話せる第三者として悩み、不安、ストレス等を和らげ、問題行動や不登校等の防止を図ります。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー	◆家庭、学校、地域等、子どもの日常生活の中で出会う様々な困難について、専門的な知識・技術を用い、子どもの立場に立って調整します。	学校教育課
小中学校におけるスポーツ環境の充実	◆課外活動や運動部活動を推進し、子どもたちが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を育成します。	学校教育課

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
信頼される小中学校づくり	◆学校支援ボランティア制度を活用して学校教育の充実を図る一方、危機管理マニュアルを充実し、研修や訓練等を計画的に実施します。	学校教育課
幼児教育の振興	◆幼稚園における地域交流活動を推進するとともに、私立幼稚園に通園する家庭に対し、経済的負担を軽減するため、私立幼稚園就園奨励費を支給します。	学校教育課
幼稚園・保育所・ 小学校・中学校の連携	◆幼稚園・保育所と小学校・中学校の連携のあり方等について、研究を進めます。	学校教育課 保育課

(2)家庭や地域の教育力の向上

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要といえます。また、家庭の子育て力・教育力の向上にあたっては、地域における様々な知識や技術をもった人々との交流や支えによって培われるため、個々の家庭や地域との連携によって、適切なしつけや教育がなされるよう支援を行います。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
小中学校における 家庭教育学級の充実	◆各小中学校のPTAで家庭教育学級を編成し、学習活動を実施します。	社会教育課
児童生徒健全育成地域活動	◆学校・PTA等が一体となって組織された「児童・生徒健全育成地域活動推進協議会」を中心に、児童生徒の健全育成を目的として、研修会や講演会の開催、家庭や地域における相談活動等を行います。	社会教育課
放課後子ども教室	◆小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもと共に学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。	社会教育課

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
放課後子ども総合プラン	◆一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、放課後児童クラブの充実を最優先に進めることとします。	社会教育課 子育て支援課
	◆放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、又は連携による実施に関する具体的な方策については、放課後児童クラブの充実を図り、安全安心な放課後等の居場所の確保に努めます。 小学校の空き教室の活用については、児童生徒・地域住民に対し、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の開放を進めることとします。	
	◆小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策については、今後とも、小学校との連携を図り、積極的な活用をめざします。	
	◆教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策については、教育委員会と子育て支援課で積極的な情報交換と情報共有に努めます。	
	◆地域の実情に応じた効果的な事業の検討の場（運営協議会等）については、子ども・子育て会議等を通じ、検討を行います。	

5 心の健やかな成長のために

(1) 児童健全育成

子どもたちの豊かな人間性と社会性を育む歴史・文化・自然といった今治市特有の地域資源を活用した活動等、子どもたちの豊かな心身を育む取り組みを推進します。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
児童館	◆児童に室内型の遊び場と健全な遊びを提供し、その健康を増進するとともに情操を豊かにするための諸事業を行います。また、ボランティアの育成を図ります。	子育て支援課
自然ふれあい体験事業	◆「風の顔らんど・小島」の自然の中で、サマーキャンプや自然観察会等、自然体験活動をとおして、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
少年少女発明クラブ	◆児童（小学5・6年生）が家庭や学校とは異なった集団の中で、工作活動を通じて科学的な発想を育成するとともに、創造性豊かな人間形成を図ります。	商工振興課
引きこもり・不登校対策	◆今治市適応指導教室（コスモスの家）を設置し、引きこもりや不登校児童・生徒の支援を行います。	教育委員会 総務課
大三島少年自然の家	◆宿泊型の野外体験施設を設置し、児童生徒の健全育成活動に取り組みます。	社会教育課
少年悩み相談	◆青少年センターにおいて、いじめ、不登校、非行、家庭生活等青少年に関する悩みごとの相談を実施しています。特に、いじめに関しては「いじめ相談ホットライン」を設置して対応に取り組みます。	社会教育課 学校教育課
青少年の街頭補導	◆小中高生を対象に繁華街や公園周辺等の青少年が集まりやすい場所を巡回指導します。	社会教育課
ちびっこ広場の整備	◆児童の豊かな情操と健康な身体を養うことを目的に、自治会等が設置しているちびっこ広場の整備の助成をします。	市民生活課
児童手当	◆中学校卒業前までの児童を養育している方に経済的支援を行い、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課

(2)思春期保健対策の充実

思春期は、心や体の健康の問題が生涯の健康に大きく影響するといわれています。喫煙や飲酒、薬物等の子どもが陥りやすい健康問題への対策等、思春期において心身ともに健康な生活が送れるよう支援を行います。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
小中学校における薬物乱用防止教育	◆外部講師を招いての講演会や研修を開催し、保健体育や学級活動をとおして、薬物の乱用防止教育に取り組みます。	学校教育課
小中学校における喫煙防止教育	◆保健体育や学級活動をとおして、計画的に喫煙の防止を図ります。	学校教育課
思春期における健康教育	◆学校との連携により、生徒や保護者等に対し、性、薬物、たばこ・アルコール等生涯を通じた健康づくりに関する指導を行います。	学校教育課 健康推進課
思春期における性教育	◆生徒や保護者等に対し、講話や研修をはじめ、性教育に関する指導を行います。また、思春期やせ症及び不健康やせに関する指導を行います。	学校教育課 健康推進課

(3)次代の親の育成

幼少期から男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てる事の意義に関する教育・啓発を行うことで、小中高生等が子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とのふれあう機会を創出します。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
中高生の乳幼児とのふれあい体験	◆中学校・高校の生徒と保育園児とのふれあい体験学習を実施します。	学校教育課 保育課
コミュニティ活動の育成	◆地域のコミュニティの活性化、連帯感の醸成を目的に、各種行事やイベント等、小学校区単位で実施する団体に助成します。	市民生活課
男女共同参画意識の醸成	◆男女が協力して家事や育児をすることの意義等について、フォーラムを開催する等、男女共同参画意識の啓発を行います。	人権啓発課

6 要保護児童への対応

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待については、これを未然に防止し、また、早期に発見し、対応することが大切です。そのため、保健・福祉・教育の担当部署と医療や司法の関係機関等が連携を密にし、児童虐待の防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、要保護児童対策地域協議会の充実に努めます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
要保護児童対策地域協議会	◆要保護児童の適切な保護、家庭への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	子育て支援課
子ども虐待防止講演会	◆講演会を開催して、市民の意識啓発を図り、児童虐待の防止に取り組む気運の醸成を行います。	子育て支援課
児童虐待等の未然防止・早期発見	◆児童虐待等の未然防止や早期発見を目的に、通報体制の強化や市民への周知を図ります。	子育て支援課
子どもの権利擁護の推進	◆啓発活動等を通じて、子どもたちが本来持つ権利を尊重するとともに、必要な保護を効果的に実施し、「子どもの最善の利益」の実現を目指します。	子育て支援課

(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子・父子家庭の児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援・経済的支援等、総合的な対策を推進します。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
母子父子寡婦福祉資金の貸付	◆母子・父子・寡婦における経済的自立や児童の就学等に関する資金を貸し付けます。	子育て支援課
母子家庭等の就労支援	◆ひとり親家庭における母親等の職業能力開発のための講座受講費用や、就業に有利な一定の資格を取得するまでの生活費について、一部助成を行います。	子育て支援課
母子家庭等の自立支援プログラム	◆ひとり親家庭における母親等の就業を支援するため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、自立支援計画を策定します。	子育て支援課
ひとり親家庭への介護人の派遣	◆ひとり親家庭で一時的な介護や保育等が必要な場合、介護人を派遣します。	子育て支援課
母子・父子相談	◆母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の生活の安定・自立に関する相談業務を実施します。	子育て支援課
母子・父子家庭等への情報提供	◆母子・父子家庭等に対し、自立支援に向けた情報提供を行います。	子育て支援課
児童扶養手当	◆父親または母親と生計を異にする18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方に対し、経済的支援を行います。	子育て支援課
母子家庭の医療費助成	◆20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親及びその子どもについて、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
母子世帯等の保育料の減免	◆認可保育所における低所得の母子世帯等について、経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免制度を行います。	保育課
母子生活支援施設の運営と整備	◆支援を必要とする母子世帯が、安心して自立に向けた生活を営むことができるよう、母子生活支援施設を効果的に運営するとともに、環境の整備を図ります。	子育て支援課

(3)障害児特別支援教育施策の充実

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、ノーマライゼーションの理念のもとに、発達障害の児童・障害児の療育体制の強化やその保護者を支援する体制の強化を図ります。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
認可保育所における 障害児保育	◆各保育所において、障害児の受け入れを実施します。	保育課
幼稚園における 特別支援教育	◆各幼稚園において、特別な配慮を要する幼児の受け入れを実施します。	学校教育課
障害に応じた教育指導体制	◆今治市教育支援委員会において新入生の現状把握を行うとともに、各小中学校に校内教育支援委員会を設置して、指導内容の充実を図ります。	学校教育課
特別支援教育 コーディネーター	◆小中学校に配置し、特別支援教育に関する内容について相談を受け、個別の支援ができるように関係者・機関と連絡調整を図ります。	学校教育課
児童発達支援センター 「ひよこ園事業」	◆発達の不安や生活のしにくさのある就学前の児童が通園し、日常生活の基本となる生活習慣を養います。	障害福祉課
児童発達支援事業 「ひよこ学級」 (旧児童デイサービス)	◆在宅や地域の幼稚園・保育所に通っている就学前の児童が通園し、機能回復訓練を行います。	障害福祉課
児童発達支援事業 「ほのぼの学級」	◆重度の知的障害と肢体不自由のある就学前の児童を対象に日常生活動作、運動、機能訓練等の療育を行います。	障害福祉課
レスパイトサービス事業	◆在宅障害者（児）の介護者の疾病や、冠婚葬祭等により介護が困難になった場合、一時的に障害者（児）を預かります。	障害福祉課
障害者の自立支援対策	◆地域自立支援協議会等を通じて、障害者に関する福祉・保健・医療等のサービスを総合的に調整します。	障害福祉課

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
障害者(児)相談	◆相談支援センターを設置して、障害者（児）の生活一般に関する相談事業を実施します。	障害福祉課
発達障害支援への取り組み	◆発達に課題のある乳幼児の早期発見・早期支援を行うとともに、関係機関が連携を図りながら総合的な支援を行うことにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。	障害福祉課
障害児福祉手当	◆20歳未満で重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児に支給します。	障害福祉課
特別児童扶養手当	◆20歳未満で身体または精神に障害のある児童を監護している方に対し、経済的支援を行います。	子育て支援課
重度心身障害者の医療費助成	◆身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B(医)取得者について医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課

7 健康であるために

(1)子どもや母親の健康の確保

母親が安心して妊娠期を過ごし、出産期を迎え、その後も楽しみながら子育てができるよう健康診査や訪問指導等、各種母子保健事業の充実を図ります。また、妊娠、出産、乳幼児期を通し、保健に関する相談支援や情報提供を行い、継続的な親子の健康確保を支援します。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
母子健康手帳の交付	◆妊娠中の母体の様子や出産後の子どもの健康状態を記録するための母子健康手帳を妊娠のできるだけ早い時期に交付します。	健康推進課
出産準備教育 (パパママ学級)	◆初めて出産する妊婦とその夫を支援するとともに、その不安を軽減し、乳幼児の健やかな成長を図ります。	健康推進課
低出生体重児への支援	◆妊婦健康診査の充実や、母体の健康管理についての指導を進めます。妊婦の喫煙・飲酒率を減らすよう、指導を行います。	健康推進課
産後うつへの支援	◆新生児期の訪問を増やし、産後うつへの早期対応を図ります。	健康推進課
乳幼児歯科相談	◆子どもの歯に関心を持ち、仕上げ磨きをする親の割合を増やします。	健康推進課
妊産婦・乳幼児家庭訪問	◆生活環境の変化が大きい妊娠・出産・育児の時期に保健師が訪問指導を行うことにより、育児不安の解消を図ります。また、ハイリスク妊婦・乳幼児へのフォロー体制を整えます。	健康推進課
乳幼児健康相談	◆発育発達の節目ごと（4・7・10・12か月）に成長の確認（身体計測、個別相談等）、歯科の相談指導を行い、子育て不安の解消を図ります。	健康推進課

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
乳幼児健康診査	◆乳児・1歳6か月児・3歳児に対する身体計測、個別相談、内科健診、歯科健診等を行い、乳幼児の健全育成と育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
医師による個別相談	◆乳幼児期の育児不安、学校生活、友人関係等、幅広い相談を行います。また、療育に関する相談も行います。	健康推進課
子どもの事故予防教育	◆健診や家庭訪問の際にパンフレット等を配布し、育児講座等により不慮の事故予防の周知を図ります。	健康推進課
不妊に関する支援	◆不妊の相談や、特定不妊治療費助成制度の周知等の支援を行います。	健康推進課

(2)小児医療の充実

小児期は、子どもの健康づくりにとって大切な時期であり、保護者からも安心して医療にかかれる体制の整備が強く望まれています。夜間休日等の診療時間外における小児科診療や地域医療体制の充実、小児医療に関する情報提供等、子どもの健康を守る体制づくりに努めます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
休日夜間小児医療・小児初期救急医療	◆休日・夜間における小児医療体制について、医師会による小児の初期救急医療体制を維持するために、医師会と連携し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。小児救急電話相談（#8000）*の普及に努めます。	健康推進課
乳幼児の医療費助成	◆乳幼児が医療機関で治療を受けた場合、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
児童の医療費助成(入院)	◆小学生・中学生が入院した場合、医療費の自己負担限度額まで払戻しをします。 (中学生は平成26年4月の診療分から対象)	保険年金課
未熟児養育事業	◆未熟児のうち、指定養育医療機関の医師が入院養育の必要性を認めた場合、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課

(3)食育の推進

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着は健やかに成長するために重要な要素となっています。「今治市食育推進基本計画」、「今治市地産地消推進計画」等との整合性を図りながら、乳幼児期から思春期における発達段階に応じた食に関する学習や情報提供等を行うことで、食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりに取り組みます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
離乳食講習	◆保健センター等において、栄養士による講習会を開催し、離乳食の適切な指導を図ります。	健康推進課
乳幼児栄養相談	◆離乳期・幼児期における栄養面での不安を解消し、健全な食生活が送れるよう支援します。また、医療との連携により、課題のある児へ適切な支援を行います。	健康推進課
保育所における食に関する教育	◆管理栄養士による食育講座の開催、チラシの配布等をとおして、乳幼児期における食に関する教育を推進します。	保育課
幼稚園における食に関する教育	◆幼稚園だよりやパンフレット等の配布をとおして、家庭における食習慣の重要性を周知します。	学校教育課
小中学校における食に関する教育	◆正しい食生活を推進し、小児生活習慣病の予防・啓発を図ります。	学校教育課
食に関する理解の促進	◆生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために食育に関する意識啓発、指導体制の整備等を進めます。 また、地産地消の推進にあわせ、有機農産物の導入や地元の豊かな水産資源の活用を推進します。	農林振興課 水産課 学校給食課

8 子どもを守るために

(1)子どもを犯罪等の被害から守るための活動

子どもを犯罪等の被害から守るため、家庭・学校・地域が協力して住民の自主防犯活動促進を図るとともに関係機関との連携強化を図ります。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
有害情報の取り扱いに関する啓発	◆悪影響が懸念される性や暴力等の有害情報や、インターネット・携帯電話等による犯罪被害から子どもを守るため、関係機関が連携して有害情報等の取り扱いに関する啓発活動を行います。	社会教育課
有害環境の調査・除去	◆警察、PTA、地域ボランティア、補導委員会等との連携により、有害環境の情報共有に努めます。また、街頭補導や巡回指導時に有害メディアの調査や回収を行い、善後策を検討します。	社会教育課
犯罪等に関する関係機関・団体の意見交換	◆警察、関係機関との意見交換を行い、犯罪に対する気運の醸成を図ります。	社会教育課 市民生活課
防犯灯の設置促進	◆犯罪予防の観点から、町内会等における防犯灯の設置に対して助成します。	市民生活課
地域住民による自主防犯活動の推進	◆市内 27 地区に防犯協会の支部があり、日頃から地区の安全、安心な暮らしの推進に努めます。	市民生活課
少年非行の防止と健全育成活動の推進	◆防犯協会と連携し、少年の非行防止、健全育成活動の推進を図ります。	市民生活課
教育相談体制の充実	◆相談員及び関係機関と連携し、助言・支援を行います。	学校教育課

(2)安全な道路交通環境の整備

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
歩行空間のバリアフリー化	◆今治市交通バリアフリー基本構想に基づき、歩車道分離、歩道の平坦性確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、歩行空間のバリアフリー化を図ります。	道路課
交通機関のバリアフリー化	◆高齢者や障害者、子どもの乗降時の安全性・利便性の向上を図るため、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。	地域振興課
交通安全に関する教育	◆保育所、幼稚園、小学校等を中心に交通安全教育を実施するとともに、広報活動を通じて子どもの交通安全意識の向上を図ります。	市民生活課
交通災害遺児福祉手当	◆交通災害遺児に対し、義務教育終了までの間、一定額の支援を行います。	市民生活課

(3)住宅の確保・居住環境の確保

子育てしやすい今治市を目指すためには、安全・安心に暮らせることが重要です。居住環境を整えることにより、安心して子育てができる環境整備に努めます。

【実施事業】

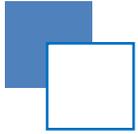
事業名	事業内容	担当部署
子育て世帯居住の安定の確保	◆就学前の子どものいる世帯の市営住宅における入居申込資格について、入居収入基準の緩和を図ります。	住宅管理課
シックハウス対策	◆化学物質を含有した新建材等から発せられる室内空気汚染によって引き起こされる健康障害（シックハウス症候群）を防止するため、建築基準法に基づくシックハウス対策に係る規制の適切な指導を行います。	建築指導課
ユニバーサルデザインの推進	◆子育て世帯のみならず、できるだけ多くの人々が快適に利用できるよう、公共的施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	建築営繕課

(4)安全・安心なまちづくりの推進

安全・安心な子どもの居場所へのニーズが高くなっています。親子がのびのびと遊び、交流できるような遊び場の確保・整備を行います。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
公園の管理	◆公園における遊具の点検、清掃等を定期的実施し、子どもの安全と環境整備を図ります。	公園緑地課
地域を中心とした安全対策への取り組み	◆関係ボランティアの協力のもと「きけん」の赤旗を危険箇所へ設置。小学校へ入学する児童に対して防犯ブザーを配布します。	市民生活課



第5章 推進体制

1 計画の推進に向けて

(1)庁内推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ね備えており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、計画を推進していきます。

(2)関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく、今治市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。そのため、市内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

2 情報提供・周知

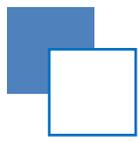
本計画について、窓口やホームページ等での計画本編の公開により、周知を図ります。

また、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発を図ります。

3 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。

その中で、保育の広域利用、障害児への対応等、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。



参 考 资 料

1 策定経過

日程	事項	内容
平成25年 10月31日	第1回今治市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度と今後のスケジュール 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査について
11月13日～27日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童のいる世帯・保護者を対象とした市民意向調査（アンケート調査）の実施
平成26年 2月27日	第2回今治市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 今治市子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査結果について 今治市子ども・子育て会議教育・保育部会の設置について
4月22日	第1回今治市子ども・子育て会議教育保育部会	<ul style="list-style-type: none"> 検討事項について 今治市教育・保育施設及び延長保育・一時預かり事業の現状 教育・保育の提供区域について
5月29日	第3回今治市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育部会より報告事項 「（仮称）今治市子ども・子育て支援事業計画」記載内容について
6月19日	第2回今治市子ども・子育て会議教育保育部会	<ul style="list-style-type: none"> 第1回今治市子ども・子育て会議報告 今治市の教育・保育施設の入所状況について 量の見込みについて 子ども・子育て支援事業計画について
7月17日	第4回今治市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育部会より報告事項 「今治市子ども・子育て支援事業計画」記載事項について
7月29日	第3回今治市子ども・子育て会議教育保育部会	<ul style="list-style-type: none"> 第2回今治市子ども・子育て会議報告 量の見込みについて 子ども・子育て支援事業計画について
8月28日	第4回今治市子ども・子育て会議教育保育部会	<ul style="list-style-type: none"> 意向調査結果について 子ども・子育て支援事業計画について 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保について
9月25日	第5回今治市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育部会より報告事項 「今治市子ども・子育て支援事業計画」記載事項について
11月13日	第6回今治市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 「今治市子ども・子育て支援事業計画」記載事項について

2 今治市子ども・子育て会議

今治市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、今治市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に規定する次世代育成支援対策の推進に関する事項につき市長が必要があると認める事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が子育て支援上必要があると認める事項

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者その他子どもの育成及び子育て支援対策への意欲を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び前条第1項「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(今治市執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

2 今治市執行機関の附属機関設置条例(平成17年今治市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部今治市次世代育成支援対策地域協議会の項を削る。

■子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	役職
学識経験者	泉 浩徳	今治明德短期大学幼児教育学科長
	松井 光	今治市小児科医会会長
関係団体の代表者	野崎 幸子	今治市民生・児童委員協議会主任児童委員部会部長
	御堂 和貴	今治市社会福祉協議会地域福祉部長
	渡邊 和志	今治市小・中学校長会会長
	土井 圭子	今治市・上島町保育協議会副会長
	森 一男	今治私立幼稚園協会会長
	福田 安民	今治市連合自治会会長
	清水 正恵	今治市母子寡婦福祉連合会会長
	村上 正親	今治市青少年団体連絡協議会会長
	河上 貴之	今治市PTA連合会会長
	秋山 辰郎	今治市児童クラブ連絡協議会会長
	河北 万里	今治市手をつなぐ育成会理事
	高須 泰裕	今治商工会議所専務理事
	梶原 淳一	あすなろ学園園長
渡邊 美幸	いまばりファミリー・サポート・センター（提供会員）	
子育て支援対策への 意欲を有する者	岡村 陽子	公募委員
	西原 陽子	公募委員